

## 令和4年度決算審査特別委員会会議録

### 1. 出席委員

1番 澤田 康雄	2番 川村 太志	3番 永野 栄一
4番 松繁 美和	5番 白石 伸一	6番 上地 信男
7番 中山 百合	8番 大石 教政	9番 吉川 裕三
10番 岩本 誠生		

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗                      主監 上村 有美

### 4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣	副町長 高橋 清人	教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学	住民生活課長 大石 博史	政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明	建設課長 前田 幸二	健康福祉課長 澤田 直弘
病院事務長 佐古田 敦子	代表監査委員 澤田 和久	総務課長補佐 小笠原知子
総務課副参事 伊藤 直也		総務課財政班長 栃本 祥児
政策企画課長補佐 右城 伸		住民生活課長補佐 西村 香
住民生活課長補佐 澤田 真紀		住民生活課主事 高石 百華
まちづくり推進課長補佐 岩本 淳也		まちづくり推進課長補佐 和田 耕一
まちづくり推進課班長 川村 啓太		建設課長補佐 渡邊 徳仁
建設課班長 川村 憲嗣		健康福祉課長補佐 川村 英司
健康福祉課長補佐心得 伊藤 佳奈		健康福祉課主監 稲本 那奈
健康福祉課主幹 高橋 千尋		教育次長 右城 有紀
中央公民館館長 泉 俊行		

開会 9:00

○委員長（川村太志君）おはようございます。

ただいまの出席委員は9名で定足数に達しております。これより令和4年度決算審査特別委員会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

審査方法は、一般会計歳入歳出、各特別会計歳入歳出の順に審査してまいります。

説明員として出席している職員の皆様に申し上げます。担当項目の審査が終了しましたら、審査に支障のないように退室いただいても結構です。

なお、発言の際には、挙手の上、委員にあつては議席番号、説明員にあつては職名と氏名を告げ、委員長の許可を受けた後、発言してください。発言は自席近くのマイクでお願いいたします。

質問は一問一答方式としますが、ページ数と該当箇所を述べた後、簡潔に行ってください。答弁も同様をお願いします。

進め方は、各所管課から特に説明を要する事項について説明を受け、内容の審査に入っていきたいと思います。例年、各所管からの説明が少ないようです。必ず説明をお願いします。

以上のように進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

これより議事に入ります。

令和4年度決算審査特別委員会に付託されました認定第2号を議題とします。

補足説明を許します。

会計管理者、大石博史さん。

○会計管理者(大石博史君) (別紙のとおり補足説明)

○委員長(川村太志君) 補足説明を終わります。

監査委員から令和4年度本山町歳入歳出決算の認定について、意見書が町長に対して提出されていますので、この際、審査意見の報告を求めます。

澤田代表監査委員。

○代表監査委員(澤田和久君) (別紙のとおり報告)

○委員長(川村太志君) 以上で監査委員の報告を終わります。

令和4年度本山町一般会計歳入歳出決算の審査を行います。

まず、11ページ、実質収支に関する調書について審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

(発言する声なし) ないようですので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。ないようですので、質疑を終わります。

これで実質収支に関する調書の審査を終わります。

次に、1款町税、12ページから14ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

大石住民生活課長。

○住民生活課長(大石博史君) 一般会計における町税の収納率ですが、1、2ページをお開きください。決算書、概要になりますが、予算現額よりは収入額との比較というのが一番右端にあるんですが、予定していた予算額よりは収納率もよくて、今年是这样いふうなマイナス表記があるということは、予算現額より税金が徴収できたという実績になって

います。引き続き機構と連携しながら、適正な収入確保のために滞納者への徴収等に努めていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）質疑なしと認めます。ないようですので、質疑を終わります。

これで1款町税の審査を終わります。

2款地方譲与税、14ページから15ページ、3款利子割交付金、16ページから17ページ、4款配当割交付金、16ページから17ページ、5款株式等譲渡所得割交付金、16ページから17ページ、6款法人事業税交付金、16ページから17ページ、7款地方消費税交付金、18ページから19ページ、8款自動車税環境性能割交付金、18ページから19ページ、9款地方特例交付金、18ページから19ページ、10款地方交付税、18ページから19ページ、11款交通安全対策特別交付金、20ページから21ページ、以上、2款から11款までの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）10款地方交付税の部分につきまして説明を申し上げます。

冒頭ありました決算資料の1、4ページをご覧くださいと思えますけれども、この部分に決算の前年度対比の比較表が掲載をされております。全ての項目についての前年度比がありますけれども、特に地方交付税でありますけれども、前年比で6億8,579万の増となっております。あ、失礼しました、6,857万9,000円増となっております。普通交付税では前年比1,553万1,000円、特別交付税前年比5,304万8,000円、伸び率9.8%という状況で増額となっております。

以上です。

○委員長（川村太志君）これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

これで2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金の審査を終わります。

次に、12款分担金及び負担金、20ページから23ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）説明させていただきます。

20から21ページの手当金の中の、4節の教育魅力化・交流支援センター運営管理費の負担金のところでは、こちらの金額部分については土佐町分との2町の、あ、すみません、この事業は2町でやっております、その半分の手当金となっております。土佐町分の手当金となっております。

以上です。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

これで12款分担金及び負担金の審査を終わります。

13款使用料及び手数料、22ページから29ページの審査を行います。

各担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明を求めます。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）この項目の中で不納欠損額708万6,700円が出ておりますけれども、この詳細につきましては決算資料の2をご覧くださいまして、3ページ目に使用料、土木使用料の項目ありますけれども、その中にあります不納欠損額の欄をご覧くださいと思いますけれども、公営住宅、そして改良住宅の滞納繰越につきましては、本年3月の議会におきまして詳細を説明して不納欠損を処理したという内容でございます。

以上です。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

これで13款使用料及び手数料の審査を終わります。

次に、14款国庫支出金、28ページから41ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）国庫支出金の部分についてでありますけれども、先ほど代表監査からもご説明がありました意見書の中で9ページ、国庫支出金の項目がございます。前年度比で減少になっておりますけれども、主たる要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金の減額というものが主な原因となっております。

以上です。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

これで14款国庫支出金の審査を終わります。

次に、15款県支出金、40ページから57ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）県の支出金の項目につきましても、前年比で減少になっております。意見書の9ページにありますけれども、主たる要因につきましては、中山間地域生活支援総合事業、アウトドア整備事業、教育施設の整備事業等が終わったということで減少になっております。

以上です。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）57ページ、56になるのかな、2の民生費、県委託金のほうで57ページに生活のしづらさなどに関する調査事業委託ということで、4,006万があると思うんですけども、この調査をして本年度等に対する資料として使ったと思われるんですけども、内容の報告については、私ちょっと議会としては多分聞いていないと思うんですけども、この調査を行ってどのように施策に生かされたかということについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えをいたします。

これは国のやっておる調査でございまして、2年に1回、国のほうが抽出をしまして、抽出というのはどういう範囲でするかという、国勢調査の地区割がございまして、その地区割にのっとって調査をするというものになります。この調査に当たりましては、うちの職員が該当する地区に訪問に行って聞き取りをして、それを国にお返しするという事業でございまして、直接本山町でその資料を分析して使うというものではございません。

以上です。

○委員長（川村太志君）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）せっかくその情報を取ったのであれば、本山町として使っても問題ないかと思うんで、調査費を頂いたのだったらその内容を活用して、今後、本山町の資料として生かすべきじゃないかと思いますが、それでは駄目なんでしょうか。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えをいたします。

質問にありましたように、使える部分は当然使えばいいというようなお話は分かるんですけども、本当に抽出がもう客観的なものであって、何十世帯があったとしても何個ぐらゐの本当にもう、本当の抽出の調査になっておりまして、物すごく内容が限定的なものになっております。なので、それをちょっと中身の精査までは、ちょっと私のほうも確認はできておりませんが、なかなかそれを活用するというのは、一意見としてあるとは思いますが、活用できるほどの資料内容ではないというふうに感じております。

以上です。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

これで15款県支出金の審査を終わります。

次に、16款財産収入、56ページから59ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

（発言する声なし）ないようですので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

これで16款財産収入の審査を終わります。

次に、17款寄附金、58ページ、59ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）寄附額のところです。

節で、ふるさと支援寄附金の説明をさせていただきます。

内訳を説明させていただきます。ふるさと納税の昨年の実績として昨年、あ、すみません、まず個人向けのふるさと納税の寄附額の件数です。1,414件、寄附額が3,082万6,000円となっております。前年比で110%余りです。それと企業版ふるさと納税のほうです。6件、1,190万となっております、合計で4,272万6,000円という金額の寄附額となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）すみません、先ほど説明のありましたふるさと納税は、少し項目があったと思うんですね。何にするのか、町長に任すとか、その項目別も教えていただけませんか。用途の、出したほうではなくて、寄附する人が選べるのがあるでしょう。そのことです。

○委員長（川村太志君）中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）松繁委員のところの説明をさせていただきます。

まずスポーツ、文化振興というところで146件、404万。それから健康医療、福祉です。こちら146件、326万3,000。それから環境衛生、これが360件で735万500円。教育、人づくり、こちらが504件で1,101万3,500円。それから地域産業振興、こちらが251件、473万2,000円。どちらも分類しない部分として7件ありまして、42万7,000円となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

これで17款寄附金の審査を終わります。

次に、18款繰入金、58ページから61ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

（発言する声なし）ないようですので、質疑に移ります。

質疑はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）お伺いします。

繰入金で基金に様々なお金を繰り入れておりますが、この基金に繰り入れる根拠としては何を根拠に繰り入れているかについてお伺いいたします。

○委員長（川村太志君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）それぞれの基金には目的がございますので、その目的に応じた積立てというふうになっております。減債調整基金にありましたら今年度の起債の償還のためでありますし、庁舎建設基金の繰入れでありましたら庁舎建設のための繰入れということで、それぞれの目的に応じた基金の積立てをしておるところでございます。

○委員長（川村太志君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）いや、そうじゃなくて、これ何で聞きゆうかという本来の根拠法令は地方自治法233条の2項を根拠にして、積立てをしなければならないんじゃないかと思うんですよ。ただし会計管理者の報告によると、233条2項を根拠とした積立基金が一切ないじゃないですか。だから根拠法令は、この積立てをするのは何かと。本来地方自治法の233条2項にするのであれば、会計管理者が説明したところにその金額分がのっているはずじゃないかと思って、目的基金の内容を聞いているんじゃないかと、その基金を積み立てる根拠は何なのかという、だから地方自治法233条の2項を根拠としないのであれば、何を根拠にして積み立てているんだということをお伺いしております。

○委員長（川村太志君）暫時休憩します。

休憩 9：38

再開 9：38

○委員長（川村太志君）再開します。

ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

これで18款繰越金の審査を終わります。

次に、19款繰越金、60ページから63ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

(発言する声なし) ないようですので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

これで19款繰越金の審査を終わります。

次に、20款諸収入、62ページから71ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

(発言する声なし) ないようですので、説明を終わります。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

これで20款諸収入の審査を終わります。

次に、21款町債、70ページから73ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

(発言する声なし) ないようですので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

これで21款町債の審査を終わります。

これで歳入の審査を終わります。

そのまま続けて歳出のほうに入ります。

これから歳出の審査を行います。

1款議会費、74ページ、75ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで1款議会費の審査を終わります。

次に、2款総務費、76ページから101ページの審査を行います。

総務費は複数の担当課が関係すると思います。担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

田岡総務課長。

○総務課長(田岡学君) 資料の配付をしたいので、ご手配よろしくお願います。

○委員長(川村太志君) 資料配付のため暫時休憩します。

休憩 9:42

再開 9:43

○委員長(川村太志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

田岡総務課長。

○総務課長(田岡学君) 総務費の部分についてご説明申し上げます。

まず総務費の関連につきましては、意見書の12ページをお開きいただきましたら内容

が載っておりますけれども、予算現額、支出済額、予算に対しての執行状況は92.9%ということでした。あと、総務費の中に出てくる不用額につきましては、各事業の実績に伴う減及び一般的な経費の節減であったということでの記載があるとおりでございます。全般にわたりますので説明をさせていただきます。

まず、総務費を含めて令和4年度の会計年度任用職員の雇用者数につきまして、フルタイムで雇用した職員が30人、パートタイムの雇用者が62人、合計4年度は92人の会計年度の方にお勤めをいただいたという状況がございました。ちなみに令和3年度は88人でした。

この中で79ページに移っていただきます。備考欄に79ページの一番上の欄に諸手数料と、175万9,000何がしとあるわけですが、今お配りしました右上に総務2という資料がございます。175万9,796円の内訳について決算額を掲載しております。この総務2の資料をお配りしたのは、これ以後に出てきます例えば83ページを開きいただきますと、83ページの備考欄の委託料にその他の委託料ということで、1,384万8,912円というのがございますけれども、これでは中身が分からないということがございますので、先ほどの資料2で1,384万8,000何がしがどういう内容だったかというのを内訳で掲載しております。同様に事業委託料205万8,000円につきましても、内訳はこの説明資料をご覧いただけたらと思いますので、参考としてつけておるものがございます。

この中で特に大きい金額といたしましては、87ページをご覧いただきますと中頃に工事請負費ということで9億2,008万7,700円という金額がございますけれども、これは新庁舎の建設事業に関わるものでありまして、9億2,000何がしがどういった内容の項目だったかということは、この説明資料をご覧いただきたいと思います。

同様に、その下に備品購入として6,318万1,003円とございます備品の内容につきましても、説明資料で掲載をしておりでございますので、詳細についてはご確認いただきたいと思います。

続きまして、配付しました資料で右方に総務1と2枚とじにしてある資料がございます。これは国庫支出金の説明のときに、歳入の国庫支出金のところで配付する予定でしたけれども、今お配りしますけれども、新型コロナウイルス感染症対策が4年度に実施をしました。本山町の4年度の交付額は、この総務1の資料の交付金関連事業費というのがございますけれども、1億4,783万4,000円という金額が交付をされたものでございます。交付された金額についての用途を、この総務1というお配りした資料で中身を、事業の概要等を記載しておりますので、この後、それぞれの課から感染症対策の事業、あるいはご質問をいただいた際に、この資料を使って中身を確認していただけたらと思うところです。

ちなみに91ページの感染症対策費で、総務費にあります455万575円につきましては、この総務1の資料の1番目、左端のナンバー1の感染症防止対策事業費といたしまして、消耗品の購入等をしたものでありますけれども、332万7,875円と飛びます

けれども、ナンバー23のPCR検査実施事業の122万2,700円、この合計額が455万575円というふうになっております。

以上、長くなりましたけれども、資料の説明と主立った項目についての説明であります。よろしくお願いたします。

○委員長（川村太志君）ほかに説明はございませんでしょうか。

（発言する声なし）これより順次質疑を行います。

2款1項1目一般管理費、76ページから79ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）お伺いたします。

まず、委託料の先ほど説明がありましたコンビニ収納サービス委託料が19万6,250円発生しております。コンビニ収納を導入したことによって税収がどれだけ伸びたのか、効率的に例えば滞納額が減ったのか、この効果についてどう考えているかについて、1点目お伺いします。

2点目につきまして、積立金、各基金に積立てをしておりますが、この積立てをした根拠についてお伺いいたします。

以上、2点についてお伺いいたします。

○委員長（川村太志君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）まずコンビニ収納の効果ですが、去年度より本格導入しました。その収納、細部の資料を今回は持参していませんが、三十数%がコンビニということ一般の税から後期高齢者に至るまで、75歳以上につきましてもやっぱりコンビニ収納が予想以上に多い。それはやっぱり休日でも収納、お支払いができるとかそういう、それから時間を問わずにできるとかというところで、意外とコンビニ収納ができる店舗については町内では1か所しかないんですが、収納率には大きく寄与しております。すみません、今回その具体的資料については持参しておりませんが、また機会があればご報告したいと思います。

以上です。

○委員長（川村太志君）次に、積立金についての質問にお答えをお願いします。

暫時休憩にします。

休憩 9:52

再開 9:52

○委員長（川村太志君）休憩前に引き続き会議を再開します。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）じゃ、私のほうから。

基金の積立てにつきましては、それぞれ基金の条例がございますので、それに明記されたものもございます。目的をもっておるものについて金利については積み立てるとか、特別会計になりますけれども、2分の1を積み立てるとか、以上、2分の1以上を積み立てるとか、そういう決まりに基づいて積立てをしております。

233条の2につきましては、これ決算積立てと私はよく言っていますけれども、決算をしたときに剰余金が出ます。それを翌年度へ繰り越さずに、もうそのまま基金へ積み立てることができます。ただ、本町では予算積立てということで、予算に積立金という予算を組んで積立てをしておるということで、決算でその233条の2の積立ては今まで本町では、私の記憶の限りではございませんけれども、一般会計について剰余金が生じた場合には、予算で翌年度に予算積立てをするという処理を行っておるところでございます。

以上です。

○委員長（川村太志君）9番、よろしいでしょうか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）重ねてお伺いします。

予算積立てと決算積立て、どちらが効率的なのか、効果的なのか。例えば決算である場合、今後、財政が逼迫して赤字になった場合にはできないですね。予算積立てであれば事前に予算を確保しているので、積立てができるという考え方でよろしいのでしょうか。その決算積立てと予算積立て、どちらがいいのか、本町としては予算積立てをしていると、決算積立てであれば決算が赤字になった場合は、当然積立てができなくなりますけれども、そこを踏まえて答弁をお願いします。

○委員長（川村太志君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

決算で剰余金が生じたときには、その金額にもよるかもしれませんが、今までは翌年度に繰越金として歳入に上げて当該年度の事業に充当するとともに、決算を見越して、その翌年度の決算を見越して剰余金の扱いについて何といたしますか、財政運用上、積立てを、基金の取崩し等も、財政調整基金の基金の取崩し等も行いゆることが当初予算ではございますので、そういった財政運用上のことで、予算で積み立てるほうが、どういたしますか、予算で見通しを立てて積み立てるという行為を、予算の執行の仕方しております。決算で大きな剰余金が生じた場合には、場合によっては財政調整基金へ決算積立てということも考えられるかもしれませんが、本町では233条の2ですか、の積立ては現在やっております。

それから、庁舎の基金のように目的を持ったものにつきましては、それこそその年の剰余金も含めて目的に応じて計画的に積立てをし、後年度に事業実施するために予算確保をしておくというところを行いますが、あまりそういった大きな事業のときには、そういった基金を積み立てて執行しますが、そのほかについてはいろんな、国から交付された福祉の交付金とか、これは基金に積み立てて活用しなさいとかいうものがございます。

すけれども、そういったことにつきましては、それぞれその目的に沿って予算に計上し、積立てをしております。

以上であります。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款1項2目文書広報費、80ページ、81ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款1項3目財政管理費、80ページ、81ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款1項4目会計管理費、80ページ、81ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款1項5目財産管理費、80ページから85ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款1項6目企画費、84ページから89ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）ちょっとお伺いします。

87ページの負担金、カヌーのまち嶺北推進協議会というのがありまして、310万支出されておりますけれども、このカヌーのまち推進協議会という組織はどのような組織で、そしてまた、その負担金を支出することに対する本町のメリットについて教えていただきたいと思っております。

○委員長（川村太志君）中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）ご説明させていただきます。

組織として本山町、土佐町での2町のカヌーのまちの推進協議会となっております。負担金の中身としては、今、土佐町のカヌーアカデミーのほうで今、全国的な、世界的に有名なラヨシュの報酬等の負担の一部となっております。

本山町のメリットというところの話なんです、この講師のというか、ラヨシュの方のカヌーのコーチをやられているんですが、小学校、中学校、そして高校というところのコーチ指導をしております、特に高校に関してはカヌー部というところがありまして、寮生を中心、魅力化の寮の中心には、寮の高校生中心になるんですが、そういった指導を行って来て、今まで選手のほうが記録を残してきているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（川村太志君） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）よく分かりますけれども、この事業そのものは本町がそれほど関わっている事業じゃなくて、組織じゃなくて、土佐町における土佐町が自分のところの行政の中で、早明浦観光も含めてやっている一つの組織なわけで、本町が負担金を出さされているというような印象をやっぱり持つわけですよ。だから、やはり本町もそれに参加して、一緒にどういうふうにしてやっているかという実態はやっぱり伴っていないと、嶺北高のクラブが今、嶺北のカヌークラブと、いや、カヌーアカデミーというところでお世話いただいているということを出しているという話にはならん、これは。

だからこういう組織をつかって負担金を出す場合には、本町もやっぱり参加することによって、それだけのメリットがあるという状況で出さないと、ともすればよその行政のうちが金を単なる出してるということだけにとどまる場合があるので、非常に注意をしなければいけないことだというふうには私は思います。だから、これはもう実績でありますので、もう済んだことですが、今後やはりこういう組織をつくる時に、果たして負担金を出すことによって本町はどれだけ参画できて、一緒にしてメリットがあるかということも十分考えた上でやらんと、単なる近所のお付き合いということで、他の行政を支援するような形で金を出すことについては、いささか疑問があるように思いますので、この点についてはまた今後、考慮していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（川村太志君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この推進協議会を立ち上げたときの理念といいますかがあろうかと思います。両町でカヌーのまちを進める、特に高校生の本町と土佐町で取り組んでおりますけれども、魅力化の取組の一つ、カヌー部の支援というところでも、この事業はスタートしたものだろろうというふうに思います。

ご指摘のとおり本町としても主体的にやはりこの事業に、ただお付き合いでお金を、予算を執行するということがないように、主体的にこの事業にも取り組んでまいりたいというふうに思います。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はございませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）お伺いします。

この負担金、またずっとこの後、出てきますが、補助金を出している団体の総会資料、会計資料等は全て確認をしているのかどうかについて、例えばこの中でもカヌーのまち嶺北推進協議会、あと、ずーっとありますわね、団体が、その会計報告、総会資料等は例えば出資金、負担金が幾ら以上であれば町の職員が総会に出て発言なり、それを参加すると、それで総会の資料も本町として保管して、ちゃんとその内容については把握しているのか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（川村太志君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）それぞれの課で主催する団体の会議に全て総務課が出席しているわけではございませんけれども、予算査定時には資料、そして総会の内容、あるいは決算状況を見て、それを精査した上で予算の査定をし、必要な予算を組んでおるという現状がございます。それぞれの課でどういうふうな参画をしておるかにつきましては、またそれぞれの担当課で説明していただければと思います。

○委員長（川村太志君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）まちづくり推進課に関係する部分、大変農林業や商工業等で参画している団体に多くありますので、状況につきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

補助金、負担金の出資団体のほうから基本的には会議への参加がありまして、その際には担当職員等の出席をして、決算状況等の内容確認をしておるのが基本的に行っております。また、昨今、県等の団体につきましては、コロナの関係もございまして書面決議というような内容も増えてはきておりますけれども、その際にも内容確認をし、町長の決裁も手続をさせていただいて回答しておるということで、一通り当課につきましては確認の上、補助金、負担金の内容確認をしておるということで、お答えさせていただきたいと思っております。

○委員長（川村太志君）中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）政策企画課のほうです。こちらにある負担金、補助金について、先ほどまちづくり推進課長が言ったように確認、申請、実績をいただきながら必要がある会議等には出席する、課長もしくは担当が出席するような形で確認を行っております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）健康福祉課のほうでも主は社会福祉協議会の法人の補助金、老人クラブ、民生委員・児童委員の協議会、ボランティア補助金等々と、あと、日赤、失礼しました、食改であるとか婦人会の団体につきましては、婦人会の団体等につきましては事務局を補っておりますし、当然先ほど総務課長が言いましたように、予算査定時につきましては前年度決算で、当該年度につきましては本年度の……、失礼しました、査定時はその前の年の決算資料しかできていませんので、その資料を基にやりますし、当該年度につきましては前年度の決算資料をつけて確認しておるところでございます。

以上です。

○委員長（川村太志君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）教育委員会が所管する団体等への補助金等につきましては、他の課の課長からも話がありましたように総会において資料を、総会に出席して決算を確認して、また次年度予算のときには、その内容も見ながら協議をして進めております。予算時

には財政等ともそういった資料も勘案しながら、予算査定をしているという状況でございます。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）89ページの手づくり事業の補助金が120万弱の執行率となっているわけですが、手づくり事業というのは地域の力を借りてできるということで、いろんな要望が来ていると思うんです。この執行の120万弱というのはどれぐらい住民の方から申請が来て、どれだけ実施したか、いわゆる採用率ですね。採用率についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○委員長（川村太志君）中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）お答えします。

本事業、この手づくり事業、定住のことも含めてなんですが、これまで、すみません、令和4年度については12地区からの要望をいただいております。その中で実績を上げてきております。特に手づくりについては近年なかなか自主施工というのは難しい中、という状況を聞いております。ただ、定住のほうも一定予算を組んでおりまして、そこで地元のほう、地元じゃないですかね、業者さんのほうで施工するなど、一定の効果は上げてきているところです。

今、言いましたように何ていうんですかね、昨年でいうと全地区から出てきているわけではないんですが、内容を見ると小規模なものから、いろんなものに対応してきております。できるだけ柔軟、柔軟というか地域の要望に応える、柔軟に対応していくように、どういったらいいかな、メンバー、総務課長とかをはじめ委員が集まった中で協議するんですが、地元調整を行いながらできるだけ効果を上げるような取組、取り組めるよう、この制度を使っていただくようにやってきております。

以上です。

○委員長（川村太志君）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）どれぐらい上がっていくのか、ちょっとお聞きできなかったんですけども、本年度については地域委員の応援があつて、かなり要望の事項は減っているかもしれないけれども、町ができないような細かいこと、それで、しかも住民の方が協力していただけるということであれば、今後の予算の見直し等についても申請状況等を見て、今後の資料にしていきたいなと思います。

以上です。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款1項7目出張所費、88ページから89ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款1項8目諸費、88ページから91ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款1項14目感染症対策費、90ページ、91ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款1項15目臨時特別給付金、90ページから93ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 大丈夫ですか。大丈夫でしょうか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款2項1目税務総務費、92ページから93ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款2項2目賦課徴収費、94ページ、95ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、94ページから97ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款4項1目選挙管理委員会費、96ページ、97ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款4項2目選挙費、96ページから99ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款5項1目統計調査総務費、98ページ、99ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款5項2目統計調査費、100ページ、101ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款6項1目監査委員費、100ページ、101ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

これで2款総務費の審査を終わります。

ここで休憩に入ります。10分間、10時半まで休憩とします。

休憩 10 : 17

再開 10 : 29

○委員長（川村太志君）休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3款民生費、100ページから119ページの審査を行います。

民生費は複数の担当課が関係すると思います。担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）3款につきましては、若干大きいところだけ補足説明をさせていただきますと思っております。

3款1項4目の老人福祉費、107ページになります。27の繰出金の内訳がございます。他会計の繰り出しということで1億1,900万何がしというのが計上されておりますが、これにつきましては通所リハビリテーション、居宅介護事業所、後期医療、それと介護特会の4項目の特会がございます。それへの繰出金になります。通所リハにつきましては915万6,831円、9,156,831、居宅介護事業所につきましては263万9,066円、2,639,066、介護特会につきましては、あ、後期医療につきましては7,700万7,596円、77,007,596、介護特会につきましては3,363万2,993円、33,632,993になります。この積み上げが1億1,900万となります。

なお、その下にあります低所得者の1,060万2,150円につきましては、介護特会の中で減税措置をしておる方がおりまして、その分の補填の繰り出しという意味で1,060万円を計上させております。

あと、117ページにつきましては、3款2目3項、117ページの19の扶助費で85万円が計上しております。この分につきましては出産・子育て応援交付金に当たりまして、出産に対する方についずる助成が11名、出産後、いわゆる1人当たり生まれた方についてが6名ということで17名分を計上、17名で85万円という数字になっております。

以上です。

○委員長（川村太志君）ほかに説明はございませんでしょうか。

（発言する声なし）説明を終わります。これより順次質疑を行います。

3款1項1目社会福祉総務費、100ページから105ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）お伺いいたします。

103ページ、委託料の部分でございます。事業委託料1,519万1,868円、こ

の内容について1点目お伺いいたします。

次に、負担金補助金及び交付金の部分で同じく103ページ、福祉活動費1,551万843円の内訳について、以上2点についてお伺いします。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えをいたします。

先ほど言いました事業委託料の1,500万の内訳につきましては、しゃくなげ荘に相談支援事業所といたしまして障害者のプラン作成を委託しております。これにつきましては大豊町と本山町で折半をして事業委託をしておる分、それと、もう一つはいきいきふれあいセンターですね、社協のほうにいきいきふれあいセンターを委託しております、その分で1,500万ということになります。内訳については、すみません、特にいきいきのふれあいセンターが981万3,542円、9,813,542になります。残りが社協のほうになります。

それともう1点、補助金のほうで1,500万を計上しておりますけれども、この分につきましては社会福祉協議会の法人運営につく補助金になります。1,551万843円で令和3年度からいきますと約242万ほど、昨年、令和3年度が1,300万何がしたので、242万5,000円ほどちょっと増額というふうになっておりますけれども、これは当初の予算から人員を1人増やすということで、人員分を増やす予算を計上しておりました。この分が増額の要因となっておりますけれども、基本的には例年どおりの予算額で推移をしております。

以上です。

○委員長（川村太志君）9番、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）105ページの扶助補助費、約1,000万ぐらい不用額になっているわけですが、監査報告でもありましたように不用額全体で2,700万弱ということで、執行状況は昨年に比べて3%ぐらい落ちています。所見として不用額の主なものは、老人福祉費における各事業の実績に伴うもの及び一般的なもの、経費削減によるものという監査報告がありました。この補助額1,000万減ったという例えば障害者、特に重度の方の人数が、該当者が減って健康な状態というか、減ったということなんですか。説明を求めたいと思います。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）人数につきましては、例年介護保険の報酬なんかも若干変更して増額傾向がございます。人数についてはそんなに変わった様子はありません。なぜ不用額が発生したかにつきましては、障害福祉サービスの給付事業とほかのもろもろの障害事業につきましては、4月分の支払いがどうしても発生してしまっていて、どうしても専決予算で落とすことができなかつたために、不用額が大きくちょっと計上されております。

実際に人数については例年どおりで推移をしておるものというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）103ページの負担金補助金の中の福祉タクシー・バス助成費、61万3,610円とあるんですが、福祉タクシーとかを利用した場合に、近隣町村では負担金だけ使用したらいいようになっておるようですが、本町の場合は1回全額払って後から補助が返ってくるのか、非常にやはり最初全額出すのは負担が大きいと思われませんが、今、改善されているのかお伺いします。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えをいたします。

やり方が改善されておるかだけというご質問だったと思いますので、令和4年度まではちょっと一旦お支払いをしていただいた上で、その給付金額に基づいて基本賃金以外の分について、差額をお返しするというようになっております。ただ、令和5年度からにつきましては、タクシーにつきましては初乗り料金のみ請求、お支払いをいただいて、あと残りの分、増えた分はタクシー会社、ハイヤーのほうから請求をしていただくようになっておりますので、令和5年度からは改善しておるという状況です。ただ、バスにつきましては今までどおり、ちょっとバス会社との調整が難しいので今までどおりになっておりますけれども、タクシーについては今年から改善しておるということです。

以上です。

○8番（大石教政君）もう1点。

○委員長（川村太志君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）あと、令和4年度は利用したい人は十分利用できたのか、そういう状況を調査というか捉えておられたのかお伺いします。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）令和4年度の実績につきましては、チケットを交付した方につきましてはタクシーでは63名おられます。使った方、利用された方については42名です。バスにつきましては18名の方が申請をしております、使われた方が7人ということになります。ただ、一部、令和4年度についてはコロナの接種にも利用したという経過がありまして、コロナでタクシーを16名が使っておるというのが昨年度の実績になります。

以上です。

○委員長（川村太志君）よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）保育の運営費に、保育所運営に関わっての質疑です。

この決算状況を見ますと正規の職員と、そして非正規、ここでは会計年度任用職員という名前になっておりますが、大変拮抗しておるといふふうに思いますし……

(「違う」の声あり) え、まだ保育はいかれ……

○委員長(川村太志君) 何ページでしょうか。

○4番(松繁美和君) あ、失礼しました。113ページ。

○委員長(川村太志君) まだです。

○4番(松繁美和君) ごめんなさい、民生費、民生費全部かと思って、すみません、先にいいます。

○委員長(川村太志君) 後ほどの項目でお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款1項2目社会福祉施設費、104ページ、105ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款1項3目住宅新築資金等貸付事業対策費、104ページ、105ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番(吉川裕三君) 委託料の弁護士費用22万円が計上されております。この22万円の費用を使って新築住宅資金の歳入のほうがあえ205万1,000何がしがございますが、205万のうちの費用弁償に当たる効果としての、歳入に入った部分の金額についてお伺いいたします。

○委員長(川村太志君) 田岡総務課長。

○総務課長(田岡学君) この弁護士費用でありますけれども、時効の到達を迎える方がおいでまして、その方との交渉の中でのやり取りをした件でございまして、収納に直接結びついたということではないということでございます。

○委員長(川村太志君) 9番、吉川裕三さん。

○9番(吉川裕三君) ということは時効の援用を防ぐために時効を中断させる効果として、弁護士費用を計上したという解釈でよろしいでしょうか。再度お伺いします。

○委員長(川村太志君) 田岡総務課長。

○総務課長(田岡学君) そのとおりでございます。

○委員長(川村太志君) よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款1項4目老人福祉費、106ページ、107ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）……（録音漏れ）……されておりますが、これにつきまして緊急通報システム委託料につきましてですが、これの効果がどれだけ上がっているか、これやはり独り暮らしの高齢者の見守り、それから緊急時の通報ということについては、非常に当初このシステムを導入したときは注目されたわけでありませうけれども、最近利用されているかどうかということが非常に心配されております。結局通報装置のボタンは配付しているけれども、それを十分使えるような状態で高齢者の方が対応できているかどうかということなんです。

これ今年、この緊急通報装置を今年ではない、今までの1年間においてどれぐらいの通報があったりとかということで、これの役割を果たしているかということをお聞きしておきたいと思うんです。独り暮らしの見守りというのはいろいろな形で、今パソコンを使って居住の状況を把握するとかいうふうに、いろいろシステムは導入されておりますけれども、非常通報システムの場合は本人が持つておるボタンを、胸かどここに置いてあるのを押して通報するというシステムだと前に説明を受けておりますが、これは本人が押さなければ効果を発揮しないわけで、それが十分使用しておる高齢者のほうに行き届いておるかどうかということも含めて、ご説明をいただきたいと思います。

○健康福祉課長（澤田直弘君）資料を取ってきますので、ちょっと休憩をいただきたいと思ひます。

○委員長（川村太志君）暫時休憩します。

休憩 10：48

再開 10：49

○委員長（川村太志君）休憩前に引き続き会議を再開します。

資料が来るまで先に進めたいと思ひます。

ほかに質疑はございませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）107、8の住居扶助費で在宅介護手当670万と出ているんですが、どのぐらいの利用で、やっぱり非常に在宅介護は大事と思われまうが、効果というかどのようであったのかお伺ひします。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）在宅介護手当につきましては、一月約5万円ということになります。単純に予算額から差し引きますと134月分ということにはなりますが、中には入院があったりとか施設にショートで入っておるといふ、月15日以上やっておかないと満額つかないという方もおありまして、そういったことで若干の前後はしますけれども、そういうことで、月5万で134人分を4年度は支出をしておるといふことで、ご理解をお願いしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（川村太志君）よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）お伺いします。

補助金の中の地域老人クラブ活動費補助金80万2,400円、出ております。当然補助金を出しているので各地域の老人クラブの決算書等も目を通していかと思いますが、さきに選挙の看板取付け費用85万が計上されておりました。たしかこれは老人クラブ連合会が請け負ってやっているものかと思いますが、それに対して各地域の老人クラブに幾らの金額が行っているのかということ把握して、ご指導をしていただければならないかと思っております。本町には24か所の選挙の取付け箇所がございまして、実際に取り付けている老人クラブに幾らで請け負っているのかという話を聞きますと、かなり連合会のほうが中抜きをしているんじゃないかなと、そういうふうにご指導のほうもするべきではないかと思っております、その点についての見解をお伺いいたします。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）まず補助金と看板の取付け費用の考え方につきましては、当然補助金につきましては県の事業でこれを支出しております。目的に沿った補助金という捉え方でありまして、まず一つは、基本的には会員数によって1地区当たり基本金額の基準額が、平均でいきますと3万3,600円ぐらいが各地区に均等に行く。

もう一つは、地区から事業目的に沿った運営に対して要望額が上がってきます。その積み上げが100万ほどあります。昨年度につきましては130万8,400円を当初予算計上しておりましたが、連合会の中でも視察研修ですね、目的を持った視察研修なんかも計画しておったんですが、コロナ等で実施ができなかったということで、実績的には80万ぐらいの実績になっております。

先ほど言っております選挙の看板の考え方につきましては、確かに老人クラブとして、連合会として実施はしておりますけれども、あくまでその行き先は看板を立てた方の報酬という観点で流れていますものですから、考え方がちょっと若干違うというところと、そもそも論で補助金は事業目的に沿った金額を各地区の積み上げで請求をしておるということで、さび分けをして補助金のほうは補助金で出しております。

以上です。

○委員長（川村太志君）緊急通報システム委託料のほう、資料届いたでしょうか。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）緊急通報につきましては、令和4年2月末現在、3月1日現在では75名が利用をされております。この緊急通報システムの考え方につきましては、当然先ほど委員がおっしゃりよったように、ペンダントで何かがあったときに押せるようなものと、もう一つは在宅の中に3か所程度センサーを設置しております。このセンサー

に基づいて活動をしており、動きがあるかどうかというのを監視をしておりますし、月に数回は必ず利用者の方に安否確認で直接電話をして、様子の聞き取りをしておりますということになります。

そういった経過を毎月その委託業者に応じて報告していただいております。何月何日に誰々さんに電話して、こういう状態だったという記録まで全て入っておりますし、先ほど言いましたように定時の連絡に連絡がつかない、センサーに何か異常があったというときにつきましては、24時間で対応していただいておりますので、近くにいる協力員、もしくは協力員がいなければ包括のほうで対応して、必ず安否確認をしておりますという状態でございます。

以上です。

○委員長（川村太志君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）もう一つ、緊急通報システムがあることによって救われた命とか、病気で助かった人がおるとかいうような、そこらあたりの実績はどうなんですかね。実際何ぼ立派なものをつけておっても、そういうことを利用されなかったら困るわけで、それは元気じゃけ全然通報する必要なかったというんだったらそれでいいんですけども、それによって救われた人が出るということになれば、私はこのシステムは非常に有効であるというふうに判断できると思うんですが、そういう実績というのはいかがでしょうか。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）すみません、昨年度というわけではないんですけども、つい最近ではそういった異常が発生して、お家へ行った際に倒れておって動けないという状態で発見された状態がありまして、その場で救急車を呼んで搬送したという実績はあるようです。

以上です。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）すみません、107ページの先ほど同僚議員が質問して、ごめんなさい、確認でちょっと分からなかったんですが、この扶養費の在宅介護手当の中で月に見ている方たちに対しての、家族の方に対して5万ということで支給をしていますよね、今。例えばこの前に、私が前質問したときにもやったけれども、これは家族の方が町へ申請をして、するようにいうて言っていましたけれども、その家族に対しては把握をしているので、町のほうからも働きかけたらどうですかというお話はしていました。

先ほどちょっと何か、ごめんなさい、分からなかった、介護が月に5万円、それでこれ令和4年度に対して人数が百何人といったか、143名というのか分からなかった、ごめんなさい。聞き漏らしたんじゃないかと思うんですけども、ちょっと何人分か、そして、670万というのが出ているんですけども……あ、ごめんなさい。

○委員長（川村太志君）7番、取りあえず人数ですかね。人数。

○7番（中山百合君）人数と……

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）すみません、先ほど月数でお答えをさせていただきましたが、人数でいきますと14人が対象になっております。それで先ほど言ったように対象になる方については、こちらも把握できておるといところで、ケアマネさんのほうが状態、お家の状態、看護しゆう方というのを把握しておるようですので、そこからこういう制度があるといところはお声がけをしておるところでございます。

以上です。

○委員長（川村太志君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

そうしたら14名ということで、中でどうしても2名の方が病気で介護の人が2名おったら、例えば5万やったら月に10万ということになりますよね。家族で夫婦が病気になって、例えばこう病気になって、どうしてもその家族の方がこの2人をずっと見て介護、多分4以上の方に対して5万の決まりがあると思うんですよ。その中で、どうしてもその中で1名が施設へ行ったりとか、もちろん病気でもう家に帰れなかった場合も全部把握していきゆうんでしょうか。ああ分からんか。言い方が分からん。ごめんね。

○委員長（川村太志君）質問、分かりましたでしょうか。

○健康福祉課長（澤田直弘君）2人おったら10万になるということですよ。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）規定によりますと手当の額は月額5万円というのが条例のほうに記載されておまして、先ほど委員がおっしゃったように2人おれば10万になるのかといところがちょっと明記され、こう詳しく書いていないので判断ができないところですけども、基本的にはそのようになりますと思いますが、今までの実績としてはそういう例はございません。なかなか2人を、重度の方を2人見るというのは、なかなか今までの例ではちょっとございません。

○委員長（川村太志君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）どうも質問が分からなくて申し訳ないです。

そうしたら5万の手当をもらえるためには、介護認定4以上が決まりだと思んですけども、ケアマネさんとか病院の診断の結果では3、介護認定3の強というんですかね、まだ4にもなっていないけれども、3でどうしても4に近いような方にも何か配付されたということをお聞きしたんですけども、そういうことはあるんでしょうか。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）基本的には条例でいきますと4、5、介護区分の4、5というふうになりますが、中には認知症のⅢa以上という認知症のひどい方につきましても該当になります。多分これが先ほど言った3強に当たるかどうかまでは分かりませんが、区分的に認知症のⅢa以上の方も対象、もしくは4、5といところで支給をして

おります。

以上です。

○7番（中山百合君）分かりました。

○委員長（川村太志君）よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款1項5目老人福祉施設費、106ページから109ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款1項6目国民年金事務取扱費、108ページ、109ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款1項7目地域包括支援センター費、108ページから111ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款2項1目児童福祉総務費、110ページから113ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款2項2目保育所運営費、112ページから115ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）保育所運営費に関わってですけれども、すみません、113から114にかけてです。それで正規の職員に対して非正規、会計年度任用職員の人数がやっぱりかなり比率が高い、多いというふうに思っております、そのことでやっぱり保育所、それと併せて時間外手当をこう見ましても、会計年度任用職員も含めて正規の職員もかなり多いことになっておるということは保育所が、保育の標準時間が今11時間を見るところになっておって、かなり長時間の保育所運営をしていかなければならないときに、今のこの正規の職員数ではかなり私は足りていない状況があるのではないかなと思ひまして、もちろん運営に関わるので入との関係もあるかもしれませんが、少し私はいびつなように思ひまして、今後こうした保育所の運営、やっぱり働き方改革が言われる中で少しこの勤務、超過勤務が常態化しているような状況を解決するためにはどうした方策を持つか。

あるいはやはり特に保育所で行くと、正規も非正規もほぼ同じ職務内容をやっているということからしても、いつまでもこの実際かなり金額は安いので、せんだっての開会日にも職員の勤務ではなくて、賃金改善のことを言われたときに、会計年度任用職員の上げ幅が大きいのは、1級当たりの低い年齢を改善した今回の改善は低い人を引き上げたと

ということからすると、だから保育は会計年度が低いところにいるのではという説明ありましたが、例えば10年経験をした、20年経験しても、やはりそういう高卒、大卒のところをちょっと出たぐらいの賃金しか受け取っていない、そういう人を同じ勤務で、条件で働かせているということの少し違和感がありますので、やっぱり今後はここを直していく必要があると思いますので、その考えについてお伺いしたいと思います。

○委員長（川村太志君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）松繁委員にお答えします。

委員のおっしゃっていた働く環境について改善をとということで、非常にありがたく思っております。時間外の慢性化については、これは職場でもシフトでありますとか、そういったところで改善ができないかというところで話をしております。これは本当に本来の意味の改善であって、一つは例えば今7時半から6時半までの勤務時間ですから、10時半から6時半の最後まで例えば入っていただける勤務の方がいれば、多少時間外が解消できるのではないかとといったような話も、ちょっとずつですが今、進めているところですので、時間外の解消についてはもうそのままということではいきませんので、本来の保育内容を高めながら改善につながっていくような、パートという会計年度の運用も含めて、改善ができないかというのを研究していきたいというふうに思っております。

あと、職員数の定数についてでございますが、これは各それぞれの年次に応じまして配置基準、一定の配置基準というところもございますので、これに、若干これには準拠しつつ、あと支援が必要な子供に対する加配であります。そういったところについては順次対応していくということになりますので、全てを正規の職員で賄えるかということ、なかなかそうはいかない部分もありますので、適正な正規職員の配置といずれにしましてもパート、あるいは会計年度の職員に業務を携わっていただくということは、という形にはどうしてもなるのかなというふうに思っております。

あと、よりよい保育環境をつくっていくためにも、長い経験年数に対する何といいますか条件整備でございますが、会計年度職員ということで町全体の会計年度職員との何といいますか全体的な均衡もございまして、その部分については町全体で協議をしていく内容になるのかなというふうに考えているところです。

以上になります。

○委員長（川村太志君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

そうしますと今、子育て支援を、異次元の子育て支援ということで国のほうも力を入れておりますが、今の配置基準に私は無理があると思うんですが、配置基準に準拠しながらというふうに言っておりましたが、この配置基準に無理がありませんかということについては、どうお考えでしょうか。

○委員長（川村太志君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）配置基準につきましては一定準拠という話もさせていただきます。

たが、これは長い期間その配置基準については、見直されていないというところは事実でございます。そのことにつきましてはいろいろな団体、あるいは保護者の皆さんも含めた要望の中で、一定配置基準の見直しについて要望があっているのも事実でございます。本山町では準拠しつつ、すみません、何歳児か、間違ったらいけませんので……

(「3歳児じゃないかな」の声あり) すみません、3歳児だったと思いますが、それは配置基準よりどうしても3歳児の段階では、その配置ではなかなかよりよい保育の充実という点から、若干そこの部分については配置を、基準よりは配置をして保育している、たしか3歳児だったと思いますが、その他については準拠して進めているというところなんです。全国でもそれぞれの独自の準拠、準拠をしながら、配置基準についてはそれぞれの行政で対応しているケースもあるというふうにも聞いております。

○委員長(川村太志君) 4番、松繁美和さん。

○4番(松繁美和君) ありがとうございます。

結局は私、町としても配置基準が保育単価の基準になりますので、それからするといろんな事業をする際に国への要望をしていくというようなこと、町長の行政報告からでもありましたけれども、この件に関しましても実際本山町がそういう上乘せをしておるのであれば、それ上乘せとはいっても、国の配置基準のほうが低いのであれば引き上げてもらう、その要望をしていけば保育単価も上がって、入ってくるお金も私は増えて、保育所運営費として入ってくるお金も変わってくると思うんですね。

それから今3歳児だけは配慮、乳幼児もそうかも、3歳児だけと言いましたが、もっと高齢、高齢というのもおかしいですね、4、5歳児のところもここは本当に手いっぱいところで、これももう四十何年変わっていないというぐらい変わっておりません。もっと以上か、変わっていないぐらいですので、今、教育長が答弁の中でも少し問題という言い方はおかしいですが、少し手をかけなければいけない子に対しては加配をしていくとかいうふうに言いましたが、そういう加配の子が年々増えている。加配の案件によったら加配としての保育単価が入ってこないという状況もあると思いますので、そういったところも含めながら国への対応、そして、時間外の解消については人さえおれば10時からの分でしたかね、何人か入れていきたいということをお聞きしましたので、今後も積極的に募集もしながら、最終的にやっぱり正規に変えていくのが大事と思いますが、そういうふうに保育職場でも働き方改革が進むようにご努力をお願いしたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(川村太志君) ほかに質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款2項3目地域子育て支援費、114ページから117ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款2項4目放課後児童健全育成費、116ページ、117ページの審査を行い

ます。

質疑はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）お伺いします。

代替職員委託料、117ページ、95万8,982円ですか、これはどういった性格のものかちょっと説明をお願いします。

○委員長（川村太志君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）児童クラブの運営に関してなんですが、職員の休みでありますとかそういったときに入っていただく、代替職員として委託しておるんですが、シルバー人材センターにその休みのときに来ていただくということで委託をしているものでございます。

○委員長（川村太志君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ということは賃金として払っている会計年度任用職員がいないときに、この分を補充するように人を構えてくださいよということで、シルバー人材センターに年間この金額か、それともその人の報酬として働いた積み上げがこれなのか、それとも頭で、もう委託しますから年間この金額で雇ってくださいよとしているのか、これは、これ委託料で上がっているのか、だから賃金とか報酬とかではないんで、どういうふうな性格でここに上がっているのかということを再度、説明をお願いします。

○委員長（川村太志君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）シルバー人材センターと委託契約をしまして、実績による支払いでございます。

○委員長（川村太志君）よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款2項5目母子福祉費、116ページから119ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款3項1目災害救助費、118ページ、119ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

これで3款民生費の審査を終わります。

次に、4款衛生費、118ページから125ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。衛生費は複数の担当課が関係すると思います。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）4款のちょっと補足をさせていただきたいと思います。

まず121ページが一番下段のほうに委託料がございます。この委託料の内訳について、

ちょっと説明をさせていただきたいと思います。各種業務委託料687万何がしというのがありますが、これにつきましては、がん検診等の関係で総合保険協会等々に委託をしておる金額になります。

そのほかの中で2,813万3,000円の内訳がちょっと足りませんで、その補足といたしまして1,773万75円、17,730,075の支払いにつきまして、これはワクチンの体制、新型コロナワクチンの体制確保事業に至る業務委託がございます。主立ったところにつきましては、システム改修、コールセンター委託、駐車場等の警備会社委託、それと接種に関する看護師の委託料の四つが主でございます。

まず、一つ目の接種管理、接種券を発行するためのシステム改修が何回かございまして、218万6,910円、2,186,910、コールセンターの委託が1,219万131円、12,190,131、警備会社の委託が78万780円、780,780、看護師委託料につきましては240万654円、2,400,654、この部分が2,800万の内訳に入るようになります。

なお、ワクチンの負担金が123ページの18負担金になります。この中の1,700万何がしの中に1,020万2,062円、10,202,062がワクチンの接種の負担金、これは嶺北中央病院にお支払いをしておる分になるんですが、なっております。昨年度対比では692万7,000円が減額となっておりますが、この要因といたしましては接種回数や接種者数が減っております。令和3年度の実績でいきますと7,512名が接種をしておりましたけれども、令和4年につきましては4,393名ということで、接種者数が減っておるといところで減額となっております。

以上です。

○委員長（川村太志君）ほかに説明はございませんか。

（発言する声なし）ないようですので、これより順次質疑を行います。

4款1項1目保健衛生総務費、118ページから121ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）121ページ、負担金補助金及び交付金の欄で一部事務組合負担金、食肉センターの2,026万6,301円、これは本年4月より食肉センターが稼働していますが、この1回限りで全て負担金として本町の分は終わったのかどうかについてお伺いいたします。

○委員長（川村太志君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり高知市のほうに新しい食肉センター、これはこれまで広域組織のほうで運営しておりましたセンターを民間会社のほうに運営形態を変更したものが、本年4月より稼働しております。新しく工事をするのに際して必要となりました市町村の負担金の金額ということでありませう。

なお、この金額につきましては、新築工事や外構工事等に関する部分で計上されておりますが、これに引き続いて本年度、旧の建物の解体工事のほうで、事業が実施をされておりました。令和5年度予算のほうには解体工事に関する事業費が別途計上されております。新しく建物が建てて運用しながら旧の建物を壊して、壊した後は駐車場に使用する計画であります。継続してそういう流れの事業で行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないので、質疑を終わります。

次に、4款1項2目予防費、120ページから123ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないので、質疑を終わります。

次に、4款1項3目環境衛生費、122ページ、123ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないので、質疑を終わります。

次に、4款1項4目病院費、122ページ、123ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）いいですか。ないので、質疑を終わります。

次に、4款1項5目簡易水道費、124ページ、125ページの審査を行います。

質疑はありませんか。大丈夫ですか。ないので、質疑を終わります。

次に、4款1項6目診療所費、124ページ、125ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないので、質疑を終わります。

次に、4款1項7目保健福祉センター費、124ページ、125ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないので、質疑を終わります。

次に、4款2項1目清掃費、124ページ、125ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないので、質疑を終わります。

これで4款衛生費審査を終わります。

次に、5款農林水産業費、124ページから139ページの審査を行います。

農林水産業費は複数の担当課が関係すると思います。担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）5款の事業に関しまして、事前の説明をさせていただきます。

5款、主に農林業等の事業を大変多く抱えておりまして、また、これまで継続的にやっていた事業にプラスしまして、昨年度はコロナ臨時交付金を活用しました農家支援等の事業も新たな展開がされております。大きな事業、新たな事業を中心に若干説明をさせていただきたいと思っております。

決算書のページ数でいきますと131ページのほうに、負担金補助金関係の事業費が計上されております。その中で補助金のほうでございますが、昨年、先ほど言いましたコロナ交付金事業を活用しまして、農家向けの農業用肥料及び畜産飼料高騰対策支援事業ということで、新たな補助金を実施させていただいております。この補助金の中の3,300万の中に含まれておるところであります。対象事業者、農家や畜産農家等から多くの申請をいただきまして、113名、うち法人のほうも5団体を含むということになっておりまして、事業費としましては1,440万円余りを支出させていただいております。

これはコロナ禍の中で非常に農業経営が苦しんでおられます農家、畜産農家さん、そして、昨年は急激な肥料代や燃料費等の高騰がございましたので、本山市独自の施策ということで交付金を活用しまして、大体前年比から約30%程度の全体的な高騰があったということで、昨年、支払いをしました肥料や飼料等の合計金額のうち、30%分を補助として交付した事業であります。上限は50万ということで設定をさせていただきましたが、大変畜産農家さんを中心としまして多くの事業費が活用させていただいて、農家さんからも非常に助かったというような評価を得ております。

同じく交付金事業を活用した事業としましては、営農継続支援事業というものを実施させていただいております。これも主には農家向けの支援事業ということでございますが、中身としましては農業用機械を修繕する際の補助でありますとか、認定農業者や認定新規就農者のほうが新たな事業継続のために投資をする際の費用の一部を補助するとか、あと、堆肥の有効利用という、有機農業を推進するために堆肥を利用した農家さんへの助成等、この事業を活用して実施させていただいております。機械の修繕事業につきましては96名の方、うち8法人を含みますが、約640万円余りから申請をいただきまして、これも上限は10万ということにさせていただいておりますが、多くの方に利用されております。

あと、認定農業者等の支援ということで、その部分につきましては13名の方から、これ審査会を行いましたので一部、ちょっと審査が通らなかった案件がありますが、最終13件の農家の方から申請をいただきまして、約510万円余りの支援をさせていただいております。そのような事業を展開させていただいておりまして、大変コロナ交付金を有効に活用させていただいたというところでもあります。

それと同じページの交付金のほうが大変大きな事業、これ継続事業であります。中山間直接支払交付金でありますとか、多面的機能の支払交付金を昨年も実施させていただいております。中山間の直払いにつきましては、昨年17の集落協定のほうに4,480万円余りの交付金の支出をしております。これ現在5期目の交付金の制度が動いておりまして、大体5年一くりということで、また見直しをしていくもので5期目を迎えておりま

すが、大体この制度を活用して農地の保全、棚田の管理が守られておるということになっております。

昨年の実績でいきますと約3分の1が農道の整備や水路整備等の共同活動に3分の1、残り3分の2は農業者のほうに交付がされて、草刈り等の保安全管理がされておるというような傾向で近年は個人に、農家さんに直接渡って共同活動が大体かなり進んできましたので、個人のほうに交付金を拠出して、それぞれ田んぼの管理をしていただく、草刈りをしていただくような状況が増えております。これについては4分の3が国・県の交付が当たっておるといふ事業でございます。

同じく多面的機能の交付金につきましても、本町は本山町全体を一つのエリアとしておりまして、天空の郷保全会という組織を構築して町全体で受けてやっております関係で、かなり広い範囲の多面的機能、これは農道の簡易修繕でありますとか、水路の修繕を行っておりますが、そういう事業が展開されております。昨年度は約1,500万円を超える交付がされておりました、田役でありますとか道づくり等々の作業も含めて、かなり多くの事業にこれを、交付金を通じて実施していただくということでございます。

続いて、これ林業とかもいってええんですか。5款のほうは。はい。すみません。

そうしたら続きまして、林業の関係で説明をさせていただきたいと思っております。

林業のほうは127ページ目のほうに5款の2の3という、林業振興費というところで主に林業の事業実施をしておりますが、本町におきましても森林環境譲与税を活用した事業を中心となっております、ここで支払われております事業の主なものには、森林環境譲与税が充当されておるといふことであります。

大きなものでいきますと137ページ目の委託料のほうには、なないろの森づくり推進委員会関係の委託料が入っておりますが、本町のほう令和3年度に森林・林業ビジョンという、向こう50年間の本町の森林整備をこうしていくというようなビジョンを策定いただいておりますので、それを推進するために民間のコンサル会社さん等にも協力していただいておりますので、事業展開しておるといふことで、そのような委託料が支出されております。

また、森林の保全事業ということで、景観保全ということで本町のほうに農地への日照の関係の指導でありますとか、公共施設周辺等のそういう環境整備の際に支障となる森林を伐採する事業があります。一応750万円という枠で昨年も10の地区から申請がありまして実施をしてきましたが、実際にはそれを上回る申請もあっておりますけれども、なかなか予算の関係と、それに携わる森林組合の事業者等も受入れの範囲の部分で、なかなかちょっと要望に答えられていないという実情がありますけれども、その部分は翌年の事業費に組み入れさせていただいて、順次実施をしておるところであります。昨年度、750万円実行しております。

そのようなことで森林・林業ビジョンに掲げた施策に即した事業展開を、環境譲与税を利用して実施しております、昨年は環境譲与税で4,230万円ぐらいの事業費を消化しております。一部基金の導入もしまして、昨年はかなり大きな事業費が実行されておる

ということであります。

以上、すみません、前段の説明とさせていただきます。

○委員長（川村太志君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）決算書132ページ、133ページ、国土調査費について補足説明を行います。

4年度につきましては寺家及び吉野地域の一部、寺家木材団地から吉野川沿いにまで、それから吉野木材団地の周辺、これが面積として0.28平方キロメートル、筆で288筆、それから吉野の一部ですが、いわゆる南屋敷と言われる住居が密集しているところがありますが、汗見川沿いに、そこについては住居というところで測定の制度が違いますので、別発注となっています。その面積は0.1平方キロメートル、対象筆数は246筆となっています。主な支出は委託料となります。これについては現在測量し、本年度末から閲覧を始める予定となっております。

以上です。

○委員長（川村太志君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）建設課のほうからは2点、報告、説明させていただきます。

まずは133ページになります。農地費、12の委託料672万8,000円の繰越明許費が出ておりますが、これにつきましては、ため池のハザードマップの作成を委託しております。4年度、5年度、繰り越して作成をしているところであります。

それともう1か所、137ページですが、14の工事請負費、維持補修工事費482万9,000円、これは行川林道の路盤の補修をしたものであります。

以上です。

○委員長（川村太志君）ほかに説明はございませんでしょうか。

（発言する声なし）ないようです。

ここでお昼にちょっと早いですけれども、一旦切らしていただきまして、午後から質疑のほうへ入っていきたいと思います。1時かっちに始めたいと思いますので、よろしくをお願いします。暫時休憩します。

休憩 11:45

再開 13:00

○委員長（川村太志君）休憩前に引き続き会議を再開します。

5款1項1目農業委員会費、124ページから127ページの審査を行います。

質疑はありますか。よろしいですか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、5款1項2目農業総務費、126ページから129ページの審査を行います。

質疑はありますか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、5款1項3目農業振興費、128ページから131ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）1点だけお教えいただきたいと思います。

ページ数でいったら130、131、一番上の上段、工事費14節工事請負費、金額で1,683万6,000円、そして右隣へ来て支出済額が35万3,100円、繰越しというのが1,648万2,000円というようなことの内容が記載されております。この工事の詳細についてお伺いをいたします。

○委員長（川村太志君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

この工事費につきましては、下関地区のほうで圃場整備の事業を実施をしております、それに伴います圃場整備及び水路の新設工事等の工事費となっております。

この事業につきましては、令和5年度の繰越し事業ということで事業が進められておりますので、そのような形で事業を実施しておるということで答弁とさせていただきます。

○委員長（川村太志君）6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）そうしたら、令和5年度に主な工事を実施なさっている、そんな説明がございました。そうしたら、結局、令和4年に執行したこの35万3,100円ですか、この内容についてお教えいただきたいと思います。

○委員長（川村太志君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）この工事については、先ほど田岡課長が言ったとおり水路の工事なんですけど、4年度に執行して繰越しで工事をしました。その中で、今回、支出済みとなっている35万3,100円につきましては、この水路のところに水道管が通ってしまっていて、工事のために一旦水道管をまたぐというか、水路の下をはわさないかんような形になっていましたので、その移設の工事の費用のみを4年度に執行しております。あとは5年度に水路工事のほうは完了しておりますので、報告しておきます。

○委員長（川村太志君）よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、5款1項4目畜産業費、130ページ、131ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）畜産費についてお伺いいたします。

畜産費は農業振興費等と比べて非常に額が低くて、約10分の1程度の執行状況でありますけれども、この中で131ページの負担金のところの中で負担金、その下の補助金の中で牛の価格差補及金というのが144万という実績がありますが、これについてちょっとお伺いしたいと思うんですが、せんだって土佐町で行われておる牛の市場で牛の価格が50万円で売れたと、こういうお話を聞きました。土佐町の人も同じく50万円で売れたと。そうしたら、本山の人は50万でもうちょっと高かったらいいのになと思ったけれど

も、土佐町においては50万でも、いや、うちは14万、別に補給してくれるから、うちは構わんだよということで、本山と土佐町は同じ市場で同じ価格で売ってもそういう開きがあるということについては、どうも畜産業に対する本町の考え方がちょっと違うんじゃないかな、土佐町と力の入れ方が違うんじゃないかなというふうに思ったりしました。

この格差は、やはりだんだん畜産業者が少なくなっておる、非常に今、飼料等の関係で経営も苦しくなっている状況の中で、今後の対応として、本町としてこの格差の問題については、やっぱり隣接する町村と均衡も取るということで、やはり情報を入手した上で検討すべきじゃないかと思うんですが、それについてのちょっと見解をお伺いしておきたいと思います。

○委員長（川村太志君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

岩本委員からご指摘がありました価格補填のところではありますが、本事業につきましては、市場取引の中で基準価格というものを設けておりまして、それが50万円でございますが、それを下回った場合に、農家から2,000円拠出していただきまして、下になった場合は2万円を畜産農家さんに払うという制度で子牛価格安定基金制度を運用しております。その部分が約144万円、昨年度実績で支払いをさせていただいております。

土佐町のほうと本山町も同様の制度でやっておりますけれども、昨年来のコロナ禍の中では、さらにこの子牛の取引価格が非常に低迷していた。その要因としましては、コロナの関係で需要が少なかったというところがございまして、本町においても昨年、別の項目になるんですけれども、コロナの先ほど言った上限2万というのをさらにもう少し価格が下がってございましたので、上限12万までの補填をする制度を別途、コロナ交付金予算で実施をしまして、合計14万ということになりますが、昨年ではコロナ交付金がありましたので、本町においては土佐町と同様の支出させていただきました。

その土佐町さんが今年の中で、土佐町のほうでは今年もそういう事業が継続しておりますので、そういう補填制度の恩恵もあって、さらに下がった場合のことは言われたんじゃないかと思いますが、本町については、ちょっとコロナ予算等の財源も確保ができませんでしたので、本年度はそれを継続ができておりません。

本町のほうでも、いろいろ子牛価格もコロナの一番の厳しかった時期からは上向きの傾向もございましたので、令和5年度は通常の2万円の価格補填ではやっております。そのあたりでちょっと土佐町との差が生まれておるといってご指摘だと思います。また今後、畜産農家さん、また子牛価格等の状況を見ながら、また検証を図っていきたいと思っております。

○委員長（川村太志君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）だから図れていないから、今後どうせにゃんかということをお断りの方針として決めてもらわにゃならん。

これは、実績やからけれどもやね、今後、やっぱり同じような形で土佐町との格差があ

るようだったら、本山町の畜産業というのはだんだん衰退していく可能性がある。だから、制度をそんな急にやめたりしたら、隣接町とすると差が歴然と分かるじゃないですか、それ。そういうときには適切に処理をしていくということをせんと、同じような条件でして売って、50万、50万で片方は14万補填があるけえ、もうにこにこして帰った。片方はもうしょんぼりして帰ったというようなことが市場の中で起こってくるということ自体がやっぱり同じような地域でやっている状況の中で、町の姿勢が問われると私は思うんです。だから、そこら辺もうちょっと考えていただける、町長、そこらあたりの将来の展望も含めて、ちょっとご回答をお伺いしたいと思います。

○委員長（川村太志君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

やはり隣接町の取組なんかもこれは参考にして、同じような取組も続けていかななくてはならないだろうというふうに私も考えます。

多分臨時交付金を充当したら、経常的な事業としてではなくて臨時的な事業としてやっている可能性もありますけれども、畜産の振興について、そういった隣接しているところで大きな差が生じないような取組については今後も検討してまいりたいと思います。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、5款1項5目農地費、130ページから133ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、5款1項6目国土調査費、132ページから135ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、5款1項7目感染症対策費、134ページ、135ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、5款2項1目林業総務費、134ページ、135ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、5款2項2目林業振興費、134ページから139ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）137ページの森林学習事業というのがあるんですけども、委託料のところに森林学習事業委託料33万4,200円とあるんですが、非常にやっぱり森林学習は大切と思われま。今、特に山の木とか値段が下がっているときなので、余計やっぱり森林学習とか、力を入れて町内の山とか大事に育てる、宝の山になるということは大切な取組と思われますが、4年度の取組等、お伺いします。

○委員長（川村太志君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）林業の部門にあります森林学習の内容につきましてご説明をさせていただきます。

委託料としまして33万円が支払われておりますが、これは、ぼうむさんのほうに町のほうから業務委託をしまして、内容としましては、嶺北中学校の生徒さんのほうに間伐の体験のほうと、あとそこから出た木材を利用して木工品を作っていただきまして、それを後日モンベルのほうで販売するようなイベントとか、そういう形で昨年度は実施をしております。大変中学生のほうでも好評でありますので、またこういう活動は継続していく方向で森林譲与税の活用でやっていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○委員長（川村太志君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）大変いい取組と思われませんが、モンベルのほうでの販売とか、やっぱり販売までつながると非常に作ったやりがいとかもあると思いますが、どれぐらい売れたんですかね。分かる範囲でお伺いします。

○委員長（川村太志君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えいたします。

モンベルでの木工品の販売については、木材のコースターでありますとか、ランタンとか照明用のそういうような物品を売ったようなんですが、販売してから一、二時間ですぐ完売したということで、非常に好評であったというふうに伺っております。

以上です。

○委員長（川村太志君）よろしいでしょうか。

ほかにないでしょうか。

澤田副委員長。

○1番（澤田康雄君）一言質問いたします。

137ページの委託料の中の森林経営管理事業ですが、この意向調査をやっておと思うんですが、4年度はどこをやって、また5年度の予定場所とか、また委託料の進捗率とか分かりましたらお伺いします。

○委員長（川村太志君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

令和4年までに意向調査等を実施をして一定状況把握した上で、次の年以降に施業につなげるという委託事業であります。

昨年度の実績につきましては、北山西での現況調査、これで樹種でありますとか林齢、伐採条件等の調査を実施をした委託料を出しております。このような調査を経て、翌年度以降に施業につなげていくということで、そういう計画でやっております。

以上でございます。

○委員長（川村太志君）澤田副委員長。

○1番（澤田康雄君）場所は分かったんですが、自分で管理をするか、管理を委託するか、そういう事業だと思うんですが、そのところちょっと分かれば、状況をお聞きします。

○委員長（川村太志君）まちづくり推進課、川村さん。

○まちづくり推進課班長（川村啓太君）本事業につきまして、課長の代理で答弁させていただきます。

こちらの事業につきましては、令和2年度、3年度にかけまして行われました北山西地区の集積の分に関して、今後、施業についてどのように行っていけばよいかという調査を行ったものでございまして、これは森林組合のほうに委託したものでありますが、その後、施業について森林組合とも協議を進めておるんですけれども、なかなかマンパワーの部分等で実行に今、進むことができていないのが現状でございます。今後は、地域おこし協力隊の実習の研修の現場として検討は今進めておるところでございます。

なので、ちょっと施業については検討中ではございますが、協力隊の施業の研修時としてなど、そういった部分でも活用も含めて検討しておるところです。

以上です。

○委員長（川村太志君）澤田副委員長。

○1番（澤田康雄君）分かりました。

何か去年、前のフォレスター事業の冊子があったんですが、あの中では意向調査の率が4%か6%しかなかったと思うんですが、なかなかそれからは進んでいないんでしょうか、何か停滞しておるようですが、そのところの原因とか分かればお聞きします。

○委員長（川村太志君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えさせていただきます。

森林施業に向けた計画づくり、そしてそれに向けた各地区からの要望はありますけれども、先ほど担当のほうから言いましたとおり、計画づくりをした後、次の施業につながって、施業が完了したら次にまたつながるという一通りの流れの中で、現在、ちょっと森林組合等、林業従事者の不足から、なかなか施業のほうにつながっていないということで、ちょっとそこでストップをして、次のまた施業へつながるといのがちょっとうまくいっていない状況があります。

そのあたり、先ほど言いました地域おこし協力隊等の人材も一方では進めておりますので、そういう力も借りながら、やっぱり施業につなげて地元の要望にも応えられるように、今後、町のほうも支援をしていければと思っております。

以上、答弁いたします。

○委員長（川村太志君）澤田副委員長。

○1番（澤田康雄君）例えば大豊町のほうから見たら、なかなかかなり遅れておると思うんですが、これは国の森林経営管理法の中で、将来、この土地を任せるか、自分であるのかと、そういう調査だと思うんですが、そういうフォレスター事業もやる中で、やはりこういう事業をもうちょっと早くスピードを高めてやらんと、なかなかそういうフォレスター事業の大きな事業の中でもやっぱり支障があるんじゃないかと思うんですが、よろしくをお願いします。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

す。

これで5款農林水産業費の審査を終わります。

次に、6款商工費、138ページから143ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）6款の事業につきまして、特徴的な部分を説明させていただきたいと思います。

ページが139ページ目になりますが、6の1の2目商工振興費の中の委託料でございますが、業務委託料としまして約360万円の支払いをさせていただいております。内容につきましては、昨年、スタンプラリーということで、これもコロナ交付金を活用いたしまして地域経済の消費を喚起し、また地元の特産物等を町内外の方に知っていただくというような趣旨でスタンプラリー事業を2回実施をしております。1回目が秋ぐらい、2回目が年明けの2月ぐらいに審査をしまして、大変3,000人を超える方からスタンプラリーの申込みがあつて、また本山町のお米とかお肉の商品が当たったということで、大変評価もされた事業であります。そういう事業を昨年は実施をさせていただいております。

それともう1点であります、141ページ目のほうになりますが、中段の委託料の中にデジタルサイネージ設置委託ということで事業の実施をしております。これにつきましては、これもコロナ交付金を活用いたしまして、観光情報を案内するシステムということで、さくら市の中にこのサイネージの観光案内をテレビモニターのほうで映してさらなる情報発信をしていくというシステムを入れさせていただいております。同様のものは役場の本庁のほうにありますが、今回は観光情報、さくら市を拠点に発信するというので設置をしておるところであります。

それと、コロナ交付金を活用しました事業というところで、143ページのほうの6款1の5目感染対策費というところに、扶助費のほうで約6,900万ぐらいの支出をさせていただいております。これがプレミアム商品券事業と地域振興券事業のほうの実施をいたしました。プレミアム商品券につきましては、5,000円の支払いで1万円の商品券を配布するというので、2,519冊を販売したという実績になっております。あと地域振興券事業につきましては、昨年の秋に5,000円のほうをまず配布をさせていただきまして、それには3,296の方が配布対象となっております。そして、その後、1万円の商品券のほうを年末に配布をさせていただきまして、そちらのほうで3,314人ということで、これにつきましては、本町に住所を基準日現在に有する方に商品券を郵送で送らせていただく形で配布をし、ほぼ町内の各店舗のほうで消費がされたという事業となっております。昨年はそのような事業も実施をしております。

以上、6款の説明とさせていただきます。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより順次質疑を行います。

6款1項1目商工総務費、138ページ、139ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）139ページの先ほど委託料を聞こうと思ったけれども、今、答えていただいていたのでいいんですけども、この上の修繕料の街路灯の取替えと、その下に行って、使用料及び賃借料の仮設トイレのレンタル料、そして備品で仮設トイレの購入費ってありますけれども、ちょっとその内容と、その下にある補助金の関係の分の内容をちょっと教えていただきたいです。

違う、商工じゃない。1目、ごめんなさい。

○委員長（川村太志君）次のところでお願いします。

質疑はないでしょうか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、6款1項2目商工振興費、138ページから141ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）もういいですかね、先ほどちょっと項目言いましたので、それで答弁してください。

言います、言います、そうしたらね。

139ページのところで、委託料の分は、今、担当課長からお話聞いたのでいいんですけども、その上の修繕料の街路灯の取替えと、その下に行って使用料及びの仮設トイレレンタル料、そして備品費の仮設トイレの購入費、その下の補助金等々の内容を教えていただきたいです。

○委員長（川村太志君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

まず、修繕費の支払いの関係であります。これは商工会が管理しております街路灯の修繕であります。昨年の台風時に吉野に設置しております街路灯が台風で大変危険な状態になったということで、商工会のほうと相談をいたしまして、緊急性が高いということと公共性もあるということで、その部分について町のほうで修繕を実施したものであります。

それと仮設トイレの関係ですが、これはまちづくり推進課が管理しております旧の縫製工場のところの仮設トイレを設置しておるところがあるんですが、それについて、工事現場の近くということでトイレが必要ということで、これについて使用料、これをリースで設置したものと、その後、備品のほうで仮設トイレを設置した費用となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（川村太志君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

いや、その下に仮設トイレの購入費というのが56万7,700円というのがあるんで

すけれども、それとその下に補助金としてというのを質問したんですけれども、この購入費っていう、仮設トイレの購入費っていうのは内容をちょっと教えてもらいたいのと、それともう一つ、今言った答弁の中で、旧の縫製工場っていうのは、あそこの五区のところの端なんですかね、ちょっとごめんなさい、場所がちょっと分からなくて、具体的に教えてもらいたいです。

○委員長（川村太志君） 暫時休憩します。

休憩 13：35

再開 13：36

○委員長（川村太志君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

執行部、答弁をお願いします。

町長。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

先ほど言いましたとおり、旧の縫製工場を今、契約をして貸し出しておりますけれども、そこのトイレがもう使えないということで、町の施設でございますので、かといってもう浄化槽とかトイレとか、直すことはもうこちらではそういった大規模な改修はできませんので、レンタル仮設トイレですか、それに対応するというので設置をしたものでございます。あそこの交差点の改良工事との関連もございまして、そういった判断でこの仮設トイレを置いたものでございます。

○委員長（川村太志君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君） 今、町長が言ったのは、備品で仮設トイレの購入費の分のこの55万7,000円の分ですね。はい、分かりました。

この下の補助金の分で、企業の分に対してと経営改善普及の事業の補助金と商工会の助成金というのをちょっと具体的に教えていただきたいです。

○委員長（川村太志君） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君） お答えをさせていただきます。

商工振興費の中の補助金につきまして、経営改善普及事業費の補助金と商工会助成金ということでそれぞれ支払いがされております。これでもいずれも商工会の事務所運営に当たって商工会のほうから事前に要望等を受けまして、特には昨年から重要視しておりますのが経営指導員等の配置がなされまして、そういう指導等の強化をしていきたいということで、そういう事業を展開していく中での補助金の支払い、これが経営改善普及事業の補助金の主な支払いとなっております。

あと商工会助成金につきましては、昨年は特にチャレンジショップ事業の立ち上げ、昨年からは用地の選定とか、いろいろ関係機関の調整等、町と商工会が連携してやっておりますので、そういうようなものもこの商工会助成金の中から拠出をさせていただいて、連

携してやってきたということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、6款1項3目観光費、140ページから143ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）141ページの土佐れいほく観光協議会負担金、九百五十何がしについて質疑を行いたいと思います。

これは前に設置されるときも4町村で設置をするということで、その効果のほどがどうかという疑問があったわけでありましてけれども、何年か経過をしてもその機能がどれだけ本山町の観光に寄与しているか、メリットがあるかということについては、どうも疑問視せざるを得ないというふうな状況です。

特にイベント等でこの協議会が関与しておりますのは、4町村でやる豊穰祭には行事として参加しているようでありましてけれども、本山町の観光ということで、うちだけのためにすることはこれ、できない形になっています。どうしても4町村を主体に考えていかないと。

そういうことから、この組織そのものもやはり本当に本町がこのお金を出資をするだけのメリットがあるかということをお問われてきたわけでありましてけれども、この観光というのは、前に私、設立するときには申し上げたんですけれども、嶺北広域で実は広域政策室というのをつくってずっとやってきた。そしてある程度、嶺北広域にあっては行政的な形でもできるということで、広域政策室というところが機能して、例えば山岳観光であったりとかいうようなことでガイドブックを発行したりとか、様々なことで一応成果は上がっておったと。当時の首長が非常に努力されて、そういうネイチャーハントというような形でしたので効果が上がったのですが、その後、やはりそれぞれの観光の部分でどうかということになると、どうしても意見が一致しないということで広域政策室は解消されたわけでありましてけれども、これをまた改めて嶺北観光のあれということで協議会をつくって、この900万、1,000万に近いものを出して果たして、もうこれは決算でいいんですけれども、来年から以降、いいのだろうかというふうにも思います。もしやるとすれば、やはり嶺北広域のほうでもう一度構成団体が話し合って、観光の部分でどうしたらいいかと、嶺北広域の目的は、嶺北市町村協議会というか嶺北ブロックといいますか、一つのブロックをつくっているわけですから、それでやはり取り上げていくべきものであって、本山町のメインのあそこを貸してやるというようなことじゃなくて、嶺北広域にはちゃんと事務所が2か所ぐらい空いたところがあるわけですから、あれを利用してやるとかいうふうな形で、本山は本山のやはり観光部門でかつちりした本山観光協会に金を出してやっていただくとかいうふうなことでもっと考えていかないと、知らず知らずのうちに金を出して組

織はつくったわ、よそがよくなっているけれども自分のところはよくなれないという結果になっても私はいかがなもんかなというふうに思いますので、これは将来に向かって、この組織が果たして本山町にプラスになるのか、もう一度検討もいただきたいというふうに思います。考えてみれば、このお金は多過ぎるのではないかということをお願いしたいわけでございます。それについて、町の方針もあるでしょうから、また見解を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（川村太志君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

やはり設立当初の目的、嶺北で連携して観光に取り組んでいくということで、今、クーポン事業、宿泊クーポンですか、この事業の中でやっておりますけれども、本山町でもモンベルのコテージ、それから汗見川の清流館などで宿泊した方にそのクーポンを発行して、宿泊者数も伸びておりますし、嶺北ほかの町村で宿泊した方も本山町でそのクーポンを活用して、一定、町内の消費拡大にもつながっているというふうには理解をしております。

また、観光バス等が企画して、これは5年度ですけれども、例えば大原富枝文学館とか土佐町の道の駅とかさくら市とか、それから大豊町の道の駅とか、そういう形で1施設1施設ごとに嶺北でそういう連携したときに、一定のバスに対しての助成なんかはこのれいほく観光協議会でやっておりますけれども、そういった形で観光事業を推進しておるということでございますけれども、今ご指摘のとおり、なかなかれいほく観光協議会というのは何をやるんだろうということが十分見えてきておりません。そういう意味では、やはりもう少しれいほく観光協議会としてのアピールもしていくべきだろうと、こういうことをやっているんだということをしっかりとアピールしていかないと存在価値、意義を問われるということになると思いますので、今後、そういった点も、私もこの協議会に対してそういう思いもありましたので、協議会のたびにそういうアピールをしながら、観光業の資格も取っておりますので、そういったしっかりとした嶺北で連携した観光の取組につなげていくということを今後一層努力していきたいというふうに考えております。

○委員長（川村太志君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）町長の考え方はよく分かりますけれども、土佐町にあっては、土佐町の課の中で観光部門を設けて、道の駅へバスツアーで来させて、あかうし等も注文を取ったりして、それであかうしをもう来た人の注文を受けてあつてお土産みたいな形で販売をしているとかいう形でどんどんと自分のところ独自の観光行政を引いているわけよ。

だから、うちはそういう協議会に入って組織しているからって、安穩としておつてはそういう観光部門でもやはり競争に負けてしまう。私は行政っていうのはやっぱり競争だと思ふんですよ。だから、やはり任せきりじゃなくて、自分のところでどうするかというためには、やっぱり自前のものでやんな最終的には勝負に負けてしまうということもあるので、あくまでもこの嶺北の観光ということでやる場合は、今言ったように、嶺北広域とかいうような形で行政として組織を利用するほうがずっといいのではないかと、こういうこ

とを申し上げておきたいと思います。これは答弁要りませんけれども、そういうことを将来考えて対応していただいたらというふうに思います。

以上です。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）同じ観光でございます。ページ数は、140と141のページ数です。

こちらのほうで、12節の委託料、休養センター維持管理委託料、これ金額でいいますと24万5,000円ですか。この内容を若干教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（川村太志君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

汗見川地域冬の瀬地区のほうに休養センターということで、キャンプサイトでありますとかロッジが2棟ございまして、その汗見川の溪流観光とキャンプ場を受け入れる施設としてその運営を実施をしております。

昨年より運営主体のほうに汗見川清流館のほうに運営主体を移させていただきました事業を実施をしております。その事業を実施するに当たっての業務委託料という形でお支払いをさせていただいております。

なお、昨年休養センターを利用した宿泊者数が、235人の方が冬の瀬休養センターを利用してキャンプ等で訪れたという実績となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（川村太志君）6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）冬の瀬ということで、今、担当課長のほうから報告がございました。

これは令和6年、来年度予算でも同じような形態を取るのでしょうか。恐らく施設を見たときに、もうだんだんと限界に近づいておるのではないかと思います。若干委託料を上げて、かなりの清掃とか維持補修すればかなりレベル的に上がるかもしれませんが、同等のような委託料ではもう限界に来ておるんじゃないかなというようなことも思われます。

かえって、先ほど担当課長のほうから235名という宿泊の利用の報告がございました。お客様の満足度からいって、苦情もなかった235名ご利用になったんかとは思いますが、たまに個人的ではございますが、非常に高温にもなっていました。エアコンもございません。そういうところの宿泊で、非常に思惑とかなり違っておったというようなこともございますので、今後、令和6年には抜本的に施設をどのようにするかという検討も入れて予算措置をお願いしたいと思っております。

特に答弁は要りません。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）141ページの負担金、補助金の中で、「日本で最も美しい村」連合負担金42万2,000円とありますが、美しい村連合、取組は非常にいいと思われま。しかし、この負担金が半分ぐらいになると、また環境整備、草刈り等にも回せるんではないかなとも思われま。負担金と別に環境整備とかもどれぐらいやられておるのか、やはりこの負担以上の効果というのが、今、いろんな団体への補助金とか委託料なんかからいっても結構会費というか負担金が重いように思われま。お伺いま。

○委員長（川村太志君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

「日本で最も美しい村」連合のほうに本山町のほうが加盟をしましてからの年月がたっておりますが、本連合に参加することによって、本山町の観光資源であります自然の棚田でありますとか、汗見川周辺の環境を守っていくという意識づけにもなっております。

本山町のほうでもそれを推進委員会というものを組織をしておりまして、学校の校長先生や商工会等、関係機関等の委員会のメンバーとして参画をさせていただきまして、環境改善に向けた取組を意思疎通を図りながら進めておるところであります。

今回、補助金と出ておりますこの42万円というのは、全国組織でございますので、そこに向けた負担金ということで、全国組織の中では、全国加盟しておる各種団体の認可とか管理運営等のところになってやっておる団体がありますので、そこへ加盟をしておるということで補助金が発生しておるところであります。

大変、全体的に見まして、ちょっと費用が40万ということで大きな金額となっておりますけれども、ここに加盟し、豊かな自然が守られることについては、全国的なイメージアップにもつながっていくということでもありますので、本町としては引き続き美しい村連合に加盟をし、この自然を全国に守りながらPRしていければということを経営的な考えとして持っておるところであります。

以上、答弁いたします。

○委員長（川村太志君）よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、6款1項4目消費者行政推進費、142ページ、143ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、6款1項5目感染症対策費、142ページ、143ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないでしょうか。ないようですので、質疑を終わります。

これで6款商工費の審査を終わります。

次に、7款土木費、142ページから149ページの審査を行います。

土木費は複数の担当課が関係すると思いま。担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願いま。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）すみません。

147ページですが、工事費になります。14万、上から三つ目になりますが、工事請負費です。これが、ちょっと待ってください。

○委員長（川村太志君） 暫時休憩します。

休憩 14:00

再開 14:00

○委員長（川村太志君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先に、田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君） 私のほうからは、146ページから149ページにかけてあります住宅費の中での説明をしたいと思います。

149ページになりますけれども、住宅費、住宅管理費の中で上から2段落目、消耗品費にあります修繕料についてであります。

修繕料が198万六千二百何がしとありますけれども、この件につきましては、監査委員からの意見書でもご指摘がありまして、意見書の15ページで中頃に住宅の評価をしていただいております。

住宅費では、公営住宅の老朽化等により、修繕費用が年々増加傾向にある。抜本的な住宅施策が必要であるということで、4年度にも200万円近くの各住宅の様々な修繕が発生したということがこの修繕料に表れておるということでもあります。

あと149ページの備考欄の一番下にあります補償補填及び賠償金で移転補償費110万何がしとありますけれども、これは改良住宅から更新住宅に移る際の費用でありまして、6戸分であります。

以上、説明といたします。

○委員長（川村太志君） 建設課長、行けますかね。前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君） すみません。先ほどの続きですけれども、14の工事請負費です。ここで行ったのは、トビイワ沈下橋の通行止めの標識の設置工事と町道高角古田線の道路の復旧工事です。繰越明許費が800万上がっていますが、これは町道の舗装の2件と松島の河川管理道が年度内に施工ができませんでしたので、繰越しとさせていただきます。

次が、3の道路新設改良費です。

12の委託料ですが、調査委託料につきましては、吉野橋の撤去工事に伴う事業損失の算定委託と町道高角古田連絡線の、これは町道ですが、登記等が全然測量もできていないような状態でありましたので、登記の委託をしたものであります。

14の工事請負費です。これにつきましては、これは社会資本整備総合交付金の関係であります。支出済額が6,418万5,548円、これにつきましては、町道本山三島線の交差点改良工事、これ寺家の分です。それと同じく道路の配水管の切り回し工事、あ

と現在やっています本山の交差点の改良工事、あと仮設の防護柵の維持工事、それと旧の土佐本山橋の撤去工事、町道本山三島線交差点改良工事に伴う信号の仮設工事であります。繰越明許の6, 369万6, 000円につきましては、本山側交差点の改良工事と旧土佐本山橋の撤去工事の一部を次年度に繰り越しているものであります。

それと21番の補償補填及び賠償金というものですが、これにつきましては、町道本山三島線交差点改良工事に伴う支障電線路の移設の補償です。

次、4番の橋梁維持費の部分ですが、橋梁維持費委託料ですが、支出が524万7, 000円、これにつきましては、北山大田組線ほか1路線の橋梁点検委託と本山町橋梁長寿命化修繕計画策定委託の524万7, 000円です。

繰越しにつきましては、本山東大橋に塗装の中でPCBが含まれているということで塗装の調査を委託しているもので、これは繰越しで実施をしております。工事請負費ですが、橋梁の工事になります。本山町の橋梁の修繕工事ということで、それと本山東大橋ほか2橋の橋梁修繕工事を前年度の3年度からの繰越しの予算と当年度の予算、そして一部繰越しということで2, 309万1, 000円、これが次年度への繰越しとなっています。

住宅耐震の関係ですけれども、731、これが149ページに負担金補助及び交付金になります。148、149ページになります。

コンクリートブロック塀の安全対策が3件、それと空き家活用補助金が1件、耐震改修補助金が21件、耐震設計補助金が27件、あと前年繰越しの分の設計が4件で、この前年からの繰越しの改修工事が8件あります。これが含まれていまして、1, 252万1, 000円を5年度のほうに繰越しをしております。

以上です。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより順次質疑を行います。

7款1項1目土木総務費、142ページから145ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、7款2項1目道路橋梁総務費、144ページ、145ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

（発言する声なし）

ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、7款2項2目道路維持費、144ページから147ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、7款2項3目道路新設改良費、146ページ、147ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、7款2項4目橋梁維持費、146ページ、147ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）道路橋梁維持が、なかなか全国的にも橋とかの維持が間に合わなくなってきておるようですが、本町は計画的にされておられると思いますが、道路橋梁の維持が今の計画とかで十分間に合っておるのか、4年度は何件やられて、あと農道とか林道等とかにも補助とかも出していけるのかお伺いします。

○委員長（川村太志君）大石教政さん、今、橋梁維持費でございます。橋梁維持費……

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）148、9にも橋梁維持費がありますが……

（「これ違うよ、146だよ、146」の声あり）

あ、ページが違うちゅうね。146、147に橋梁維持費がありますが、4年度の件数と、やっぱり全国的にも橋梁維持とかが非常に困難になっておるようですが、本町の場合はもう計画的に橋の維持とかやっつけていけるのか、やっぱり分けては橋をまとめたりもしておるようでもありますが、今後の予定とかどのように考えておられるのかお伺いします。

○委員長（川村太志君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）トンネルとか橋梁の事故が過去にですね、大きな事故があつて道路法が改正されて、5年に一度道路構造物の点検をしなければならないというふうに道路法で規定されております。

その中で3とか4の判定を受けたときには、4はもう通行止めのような大きな損傷でございますけれども、3だったら補修ということで次期点検までに、というのは5年後ですけれども、に修繕することということで、本町でも橋梁の点検を計画的にやっております、それで判定3とかになったときには計画的に修繕をしております。

ただ、全国的には予算、やはり非常に件数多くて予算不足も生じておるようでございますけれども、道路の整備の期成同盟会や協議会というものがございまして、その予算確保について要望もしておりますけれども、本町では計画的に定期点検を行い、修繕が必要な橋梁につきましては、計画的に修繕を行っておるところでございます。

以上であります。

○委員長（川村太志君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）町道等は計画的にやっておるということですが、あと農道とか林道、あと生活道等、いろんな橋等あると思いますが、そういうところへの補助等はどのように考えておるのかお伺いします。

○委員長（川村太志君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）農道、林道については5款の項目になりますので、7款とは違いますが、必要に応じて、修繕とかが必要な場合には実施をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（川村太志君）よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、7款3項1目住宅管理費、146ページから149ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）149ページの中で、先ほど課長のほうから補助金の関係を答弁いただきました。コンクリートのブロック塀のが3件、そして空き家活用の補助金の分が1件、そして耐震改修補助金が21件、そして耐震の設計補助金が27件、その下にある老朽の住宅の除去の分は何件、令和4年度、令和4年度は何かこの前、議案の中では、毎年毎年、三戸か二戸はちょっと除去していくということで、議会だよりには3戸しますということであつたんですけども、これは何件ぐらい4年度は除去できたんでしょうか。

○委員長（川村太志君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）お答えします。

先ほどの補助金の項目の中に老朽住宅除去というのがありますが、これが1件です、4年度は。

以上です。

○委員長（川村太志君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）聞いたかも分らんけれども、毎年2件ぐらいはもう除去していきますよというようなお話を聞いていたんですけども、4年度は1件ということで、やはり老朽化っていうのは本当にこれからも進んでいきますので、やっぱり1件、2件は毎年やっていかななくてはいけないんじゃないかと思えますけれども、これからどのように考えているかちょっと、5年度は。

それで、4年度には3棟除去するって言っていましたがけれども、この1件ということですから、ちょっと少なかったんじゃないですかね。令和5年度からはちゃんと2件ぐらいは除去していくという。

いろいろ例えば住宅っていうのは一般の住宅とか、普通の民間の住宅もあつてするんですけども、やはりそういうのは早く進めていかないと、いつまでも老朽化していくので、令和5年度に向けてはどのように考えているかお聞かせください。

○委員長（川村太志君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）老朽住宅の除却ですけども、基本的には老朽した住宅がもし地震などで崩れた場合に道路を閉塞させるとか、見た目は意外ときれいといいますか、評定点がありまして、除却するのにも、住宅の持ち主の方が、うち、これで古くなったので補助金で壊したいという要望があつても、かなり傷んでいないと補助の対象とならないんですね。屋根が飛んでないなちゅうとか壁がないとか、かなりの補助金に対してはハードルが高い。また、大きなおうちとかになりますと、この補助金だけでは解体費が足りない。その場合、なかなか危険な家があつても、家の持ち主さんの方の負担が大きくなるので、ちょっとなかなか二の足を踏んでいると、そういうふうな案件もあります。

町のほうでも、総務課等、住宅の担当部署とも協議をしながら、そういう話があったところにはどういうふうに進めていくかというのを協議もしながらやっていますけれども、何辺、家の持ち主さんのお考えが第一ですので、町としてもいろんなお声がけもかけていますので、何とかお願いもしながら今後も進めていくような形になります。

以上です。

○委員長（川村太志君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）令和4年度は3棟ということでは言っていましたけれども、やはり今言ったみたいに、相手の方が多分あれば170万でしたかね、対象になって補助が出るのが幾らだったか。それ以上にお金は何百も要るんだったら、確かにその家主さんが難しいとね、それはもう分かります。

けれども、そのときの対応というのは、やっぱり町のほうも近隣のところへ瓦が落ちたりとか、いろいろ等々するんであれば、それを何とかしていかないかんかなと思うんですけども、それで年間に一棟か二棟かを撤去していくということはもう聞いていますけれども、やっぱりこれからもそういう家主さんがお金出せない、もうそれ以上は出せないとなったら、そのままずっと行くような形になるのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○委員長（川村太志君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）固定資産の面からちょっと返答させていただきます。

本年5月に新たな法律ができて、特定空き家に行く前の予備軍に対する税の適用を除外するとありますが、管理が悪い建物について、管理が悪いというか、特定空き家になる前に法律の中でも手を出していこうという法律が今年5月から施行されております。

そういう面では、老朽化して避難道路等に危険が生じる場所は、もう町の役割としては積極的に、持ち主が存在して住んでいる状態のところから手を出していくことが大事だと思います。

また、委員がおっしゃられました、どうしても壊せない場合は、それはもう特定空き家という法律、上位法、もう一つ段階が上の法律にも照らして代理執行する場合もあると思いますし、そういうふうな段階、それはなかなか段階を踏んでいかなければなりませんけれども、国のほうとしてもそういうふうな予備軍への対策とか、そうなったときの対策とかいうところで法律の整備もできていますので、その部分を町も研究して、速やかな対応が必要と思います。その対応に向けて研究していきます。

以上です。

○委員長（川村太志君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）大石課長からも助言もあったわけですけども、基本的に私有財産でありまして、中山委員がおっしゃるように、老朽住宅があるからどんどん壊せるというものではないです。

今、除去しているのは公共用道路に面している部分で、持ち主さんと、あるいは管理者さんとお話合いができた上で補助申請をして除去するというところで進めてきております。

令和4年度に3件あったということですが、3件ありまして、その間、今もですが、持ち主、あるいは管理者の方と担当部署で話し合いをしております。それは、壊すのにやはり多額の費用がかかるということから、なかなか踏み切れないという部分で難航しておる部分があります。

それ以外にも、幾つかのところから、隣の家から瓦が落ちてくるというふうなお話もありましたけれども、それについても現在の管理者の方とお話をしております。やはり管理者の方が自ら除去していただくというのが大前提になります。それができないということで、上位法の代執行というふうなことを手がけますと、いずれにしろその費用をその持ち主、あるいは管理者の方に請求をしなければならないということになっていますので、それに行くまでに何とか話し合いをして解決の道筋を探しておるという状況で、なかなか老朽住宅、私も存じておる部分がありますけれども、どんどん壊せるという、ただ壊せるという状態ではないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（川村太志君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）いや、それはどんどん壊すとは言っていないですよ。やはり近所なんかで迷惑かけたりとかしたらどのように対応していくか、そしてプラス、壊したら、また固定資産、更地になったら固定資産がちょっと6倍みたいな感じになるので、そういうところも困るんじゃないかと。古くてもそのまま置いている方でよくお聞きしたのが、壊したら年間2万ほどやったのが12万ぐらいになるとか言って、固定資産がちょっと上がるので心配している方もおいでます。そんなときには一般住宅を壊して、今、答弁したみたいに、家主さんらにこれを壊したらこうこうなりますという部分のお話はしているのでしょうか。

○委員長（川村太志君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）固定資産税のことですが、個別に相談があった場合はやっております。

ただ、すぐさま翌年度から適用するかということではなく、例えば建て替えるかもしれないし売却するかもしれない。その判断は、法では即座に適用しなければならないんですが、本山町ではおおむね2年ぐらいはその適用を見送っている場合があります。

それはどうしてかということ、普通に壊して家を建てる方もおいでますよね、老朽住宅。その場合も、建築確認を申請して建てるまでに更地の状態が一定あるんですね。それが1月1日現在に更地のままというのがありますので、その方の案と同等の取扱いという意味では、適用はその翌年度から、老朽空き家事業で撤去してもすぐ適用しない。法でいくとこれはちょっと適法ではないかもしれないですけども、猶予期間というのは設けていますので、そういうふうなご説明をしています。即座にのきました、次のときから住宅用地200平米までの6分の1の適用を除外するということは行っておりませんので、そういうふうな説明を行っております。

○委員長（川村太志君）よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、7款3項2目住宅建設費、148ページ、149ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

これで土木費の審査を終わります。

ここで10分間休憩を取ります。2時40分まで休憩とします。

暫時休憩します。

休憩 14：31

再開 14：40

○委員長（川村太志君）休憩前に引き続き会議を再開します。

8款消防費、150ページから153ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）151ページの部分でありますけれども、消防費非常備消防費の備考欄の2段落目ですけれども、報償費にあります報償金521万8,000円につきましては、4年度の退職団員8名分の報償金であります。

その下段、負担金の項目の消防団運営費補助金53万7,000円でありますけれども、消防団の内容につきましては、意見書でも評価をされておりまして、15ページ、消防費の項目があります。もともと消防団の団員数は定員が220名でありますけれども、令和4年4月1日現在、179名の団員であります。団員数の確保はもちろんですけれども、この消防団運営費補助金の53万7,000円につきましては、団の運営費といたしまして、1名当たり3,000円に179名を掛けまして、団の運営、6分団の運営費に充てておるという内容でございます。

あと、152、153ページに移りますけれども、備考欄の一番下段にあります工事請負費85万2,500円につきましては、北山西の集会所の通路の屋根の部分につきましては、44万円で直しましたのと、あと、汗見川のヘリポートの区画線が消えかかっておりましたので、それを41万2,500円で直したというものがこの工事請負費であります。

以上です。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより順次質疑を行います。

8款1項1日常備消防費、150ページから151ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）ページが151ページの一部事務組合負担金の中の非常備消防費

の1, 400万なんですけれども、この中には団員の報酬は含まれているものと解しますが、この場合、この前にもちょっと問題になっておったんですけれども、任命権者、すなわち消防団員の辞令交付は本山町の町長名だと思んですが、それを違う組織の広域が報酬を支払う場合に、源泉徴収とか、それはどうなっているかということについて、実はこれよそのところで、源泉徴収していなくて追徴に当たっちゃうところがあるんですよ。

これをちょっと考えておかないと、本山町は向こうが持っていちゅうが分からんろうけれども、それやったら支払い権者が支払うことになっているから、支払いは町長なのか、向こうの管理者名なのか、そこら辺を明確にしておかんと、この報償についてはちょっと問題が出てくる可能性があるんで、今日にはようびません、ようびませんけれども、そういうことも十分異論のないように、これは2年目ぐらいになっていると思うんですが、確認をしておいていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（川村太志君）すみません。確認しますけれども、先ほどのものは非常備消防のほうやと思います。

ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、8款1項2目非常備消防費、150ページ、151ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）先ほど報告の中で、220名中、現在179名の団員というのがありました。監査のほうでも隊員確保というのが出ているんですけれども、具体的にやはりこれからやっぱりどういうふうな、例えば女性とか、あるいは隊員の年齢の幅を広げるとか、いろいろ策はあると思うんですが、現在考えている隊員確保策についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（川村太志君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）団員の確保というのは、もうご指摘のとおりでありまして、どの団員も苦慮しておるところです。基本的には、そのお住まいのところの方で意欲のある方に入っていただくということになりますけれども、特に市街地のほうでは本当に少なくなってきたりまして、新しく転入された方、あるいは地域おこし協力隊の方に協力を得ながら確保しておるという状況があります。中心となりますのは、各分団のほうで協議していただいてになりますけれども、消防の必要性とかを団の事務局としてお知らせもしながら、分団と協議して今後団員確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川村太志君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）総務課長の補足というところで、本山町では、本山町に職場がある方についても、新規参入を認めることに最近しております。職場がある。それは出勤機会が限られる、夜間はないとかということはあるんですが、そういうことがあり

ます。それから、役場の中では機能別分団員というところでは、役場職員で消防団員じゃないけれども、火災時は出るとかということなどもしなければ、団員の減ではなかなか対応できないということを考えております。

3, 200人の人口で消防団員の定数220やったら、14人に1人が消防団員じゃないと、現実的にはいけないというふうな定数の問題もありますので、そういうふうなできるだけみんなで助け合えるような、出動できるような体制についても検討しております。

以上です。

○委員長（川村太志君）よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）151ページの負担金、補助金のところで、消防防災ヘリコプター運行連絡協議会とあるんですけども、非常に消防防災ヘリは活躍されておると思いますが、4年度はどれぐらいの頻度というか、消防防災ヘリ出たのか、分かればお聞きしたいです。

○委員長（川村太志君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）承知をしておりません。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、8款1項3目消防施設費、150ページから153ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、8款1項4目水防費、152ページ、153ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、8款1項5目災害対策費、152ページ、153ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）質疑がないようですので、質疑を終わります。

これで8款消防費の審査を終わります。

次に、9款教育費、154ページから177ページの審査を行います。

教育長及び関係する課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

大西教育長。

○教育長（大西千之君）9款教育費では、令和4年度の決算額は3億1,631万1,000円となっております。これは、155ページの一番上に載っております。前年度と比較しますと、3,288万円の増額となっております、11%の増となっております。

増額の主な事業としましては、吉野小学校体育館の改修整備、こちらが大きな金額となるという実績です。増額といいますか事業の中で、159ページの教育委員会事務局費で

の主な増額としまして、上にあります補助金の浦臼町との交流、嶺北中学校の生徒が修学旅行に行きますが、それが4年度は2学年分の生徒が行きましたので、102万の事業費となっております。同じく補助金でございますが、その上にコロナ交付金で充当しました学生臨時給付金でございます。380万、38件の実績でございます。

次に、163ページでございます。

163ページの上にあります、小学校費の工事費、163ページ工事費でございます。こちらの工事費につきましては、先ほど述べました吉野小学校体育館改修の事業になります。こちらが工事請負費で6,839万4,000円というふうな数字になっております。

その次に、社会教育費のところでは169ページを見てください。

169ページの委託料、ここでございます。公民館費になりますが、委託料に耐震診断委託料があります。こちらが公民館の耐震診断をした委託料となっております。

次に、171ページですが、プラチナセンター費になります。

プラチナセンターの需用費になりますが、ここに修繕料があります。147万4,000円とありまして、監査委員の報告にもありましたが、施設が老朽化しまして様々などころの改修が必要になってきております。内容としましては、舞台のスクリーンの袖が破損しておりましたので、それを直したのも、それから、非常用の発電装置の改修、それから、燃料を入れる地下タンクの電気式の液面計という測る計測器があるんですが、それが壊れておりましたので改修、そして、浄化槽の排水用の水中ポンプが壊れましたので、その交換、避難誘導灯がありますが、その交換で、それを全て込みまして147万4,000円、こういった修繕費となっております。

また、同じく14の工事請負費でございます。こちらは319万円になっておりますが、これにつきましては、プラチナセンターの屋根、舞台の裏側のところに雨漏りがしておりまして、それを場所を決めまして屋根の防水の改修工事をしております。これは319万円になっております。

以上、新たに令和4年度に発生した事業としましては以上と、増額分がそういった内容になっております。

減額分としましては、令和3年度には学校施設の感染対策でトイレの洋式化とか、手を洗う水を非接触式にするとか、そういったコロナ交付金で1,300万ほど改修しておりましたが、それは令和3年度でございましたので、その分が減額になりまして、令和4年度の比較でいきますと大体3,200万の増額ということで、ほとんど吉野小学校の体育館の改修が主な増額になっているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川村太志君）ほかに説明はございませんか。

これより順次質疑を行います。

9款1項1目教育委員会費、154ページ、155ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款1項2目事務局費、154ページから159ページの審査を行います。  
質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款1項3目育英費、158ページ、159ページの審査を行います。  
質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款1項4目教員住宅費、158ページ、159ページの審査を行います。  
質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款1項5目外国青年招致事業費、158ページから161ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款2項1目学校管理費、160ページから163ページの審査を行います。  
質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款2項2目教育振興費、162ページ、163ページの審査を行います。  
質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款3項1目学校管理費、162ページから165ページの審査を行います。  
質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）その項の12に委託料、165ページです。

ここで、学校用務員業務委託料というのがありますが、これはシルバー人材センターへの委託というふうに理解いたしますが、それですぐ前のところで、放課後児童クラブの代替の指導員さんというか、その方もシルバー人材センターの委託であったと思いますが、だとするとやっぱり学校用務の委託をシルバーに業務委託するというのは、適切でないように思います。

やはり、直雇用で会計年度任用職員であるとかという形で採用すべきだというふうに思います。というのは学校現場では、これは指揮命令系統の関係で、派遣や委託のこの関連で、少しそうしたら抵触しないかと思っておりますが、業務委託はその事業を受けて来ますけれども、学校現場においたら日々変わる、そして、大体が学校の校長先生の指揮の下に仕事をするということになっていると思っておりますが、そうすると日々変わる仕事を、学校現場の仕事というのは、一定決まっているのがあっても、そういうことからすると、シルバー人材センターに委託するのはなじまないというふうに思いますけれども、一方、直雇用でやっている学校用務員さんもいると思っておりますけれども、これは根底には人材不足があるのではないかというふうに思いますけれども、しかし、雇い方を直雇用、今雇っている人を会計年度に振り替えることもできるわけですので、ちょっとその辺は整理をしていかないと、今後何か問題にぶつかってきやせんかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○委員長（川村太志君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）提案のありました用務員さんにつきまして、直雇用といたしますか、

会計年度さんといった方向はどうかという提案だったと思いますが、人材、あるいは学校等と話をしまして、そういう方向がいいということになれば、こちらの指導も重要なところなんです、検討していきたいと思います。

これまで来ていただいた中で、現在のちょっとやり方が非常に学校とうまく回っているというところもありまして、契約方法につきましては、間違いがないといいますか、おかしくないようにシルバーとも協議をしまして交わしているところですが、今後、直雇用ができる、直雇用のほうに向けて整理はしていきたいというふうに思います。

○委員長（川村太志君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）オーケーです。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款3項2目教育振興費、164ページ、165ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款4項1目社会教育総務費、164ページから169ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款4項2目公民館費、168ページから169ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款4項3目プラチナセンター費、168ページから171ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）171ページですが、先ほど担当課長からお話しした工事の請負費の施設の改修工事で、プラチナセンターの屋根の雨漏りということをおっしゃっていましたが、これは多分もう修繕もしてやったということですが、以前、旧の四季菜館のところも雨漏りをしたけ言うてやったけれども、また同じようにまた雨漏りをしゅうということは何度かありましたが、このプラチナセンターの屋根の雨漏りは現在はどうでしょうか。もう完全に修繕できているのでしょうか、お伺いします。

○委員長（川村太志君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）この工事で現在のところは止まっております。ただ、水ですので、また今後あるとは思いますが、今回の工事では止まっております。

以上です。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款4項4目文学館費、170ページから173ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款5項1目保健体育総務費、172ページから175ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）2点お伺いします。

175ページ、備品費の公益財団法人日本パラスポーツ協会助成事業78万6,000円の内容についてお教えいただきたいと思います。それとその下の補助金、総合型地域スポーツクラブ10万円、この内容について2点お伺いいたします。

○委員長（川村太志君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）まず、総合型地域スポーツクラブでございますが、こちらは元気クラブへの補助金でございます。それから、その上の備品費、パラスポーツの助成事業ですが、これは1,000円以下につきましては単独になりますが、1,000円から上、78万6,000円が補助として入ってくるんですが、パラスポーツの普及をするということで、誰でも簡単に扱っていけるというスポーツ用具を購入しまして、それでいろんなところで使っていただこうということで、社協に今委託をしまして、いろんな教室でそれを使ってパラスポーツに親しむということで、4年度に道具を購入したものでございます。

○委員長（川村太志君）よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、9款5項2目体育施設費、174ページから177ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

これで9款教育費の審査を終わります。

10款災害復旧費、176ページから179ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）災害復旧費ですが、176ページからとなります。

まず、農業用施設災害復旧費になります。

これが工事請負費、支出額が795万5,000円となっておりまして、これに対する施工場所が下関の頭首工災害復旧工事、それと木能津の水路、下井水路については、災害復旧の事業期間内では落札ができませんでしたので、不用額として落としています。

次、3、林業用施設の災害復旧費です。支出済委託料85万9,100円、これについては、林道屋所線の災害が発生したために測量設計をして査定に備えたものです。

次、14の工事請負費ですが、支出済額が6,101万7,000円、これにつきましては、林道蛇ヶ野線の地すべり復旧工事と、その地すべりの場所から少し奥にあります林道蛇ヶ野線の道路の復旧工事の2件です。

続いて、178ページ、179ページになりますが、補償、補填及び賠償金ということで、支出済が66万6,386円、これにつきましては、林道屋所線の工事にかかるもので、災害箇所にて電線がありましたので、支障物件として工事に支障がないように動かした

ものの補償費になります。

次、公共土木施設災害復旧費ですが、委託料ですが、これは令和4年度の台風14号による災害が何件かありまして、209万円の支出で測量設計をしていただいたものです。

次、14番の工事請負費ですが、支出済が5,247万円、これは町道古田線の災害復旧と町道吉延中央線の災害復旧、それと大石麦山谷川の災害復旧、下関のカジヤ谷川の災害復旧の費用となっております。

次、負担金、補助及び交付金ですが、185万3,317円、これは県営事業の井窪地区の急傾斜の工事を県のほうにやっていただいています、その町村の負担金となっております。

以上です。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより順次質疑を行います。

10款1項2目農業用施設災害復旧費、176ページ、177ページの審査を行います。質疑はありますか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、10款1項3目林業用施設災害復旧費、176ページから179ページの審査を行います。

質疑はありますか。

澤田副委員長。

○1番（澤田康雄君）ちょっと聞きたいんですが、177ページ、備考欄の一番下にあります不用額のうち、事故繰越分というのがありますが、これは予想し得なかったやむを得ない事業によって事業の執行が遅れ、年度内に支出ができず、繰越明許費の議決を得る間もない場合に翌年に繰り越すということであると思いますが、事故の繰越の例としては、工事現場等での障害とか、異常気象がありますが、ちょっと説明をお願いしたいんですが。

○委員長（川村太志君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）この事故繰越、不用額のうち一部繰越分877万8,000円というのは、林道蛇ヶ野線の地すべりの災害復旧工事として、アンカー工事がなかなか進まなくて、かなり工事の時期がどんどん日がたっていて、事故繰の議会のほうでも報告をさせていただいて、何とか最終まで工事ができたというところでありますが……。

普通でしたら、アンカーを打つのに一挙にコンクリートで固めるんですけども、地質がすごく悪くて、1か所1か所ぼろぼろ土が落ちるので、一つ一つ確認しながらやったので、すごく時間がかかったと、その報告は工事の変更等のときにも報告させていただきましたけれども、どうしても間に合わなくなって事故繰越のお願いをさせていただいて、なんとか完了ができた、そういうことになっております。

○委員長（川村太志君）澤田副委員長。

○1番（澤田康雄君）今言うたように、年度内にできず、繰越明許費でも間に合わなかった、そういう面で何か町としての、こんなこと言われんけど、落ち度というかそういう

ことはなかったんでしょうか、お聞きします。

○委員長（川村太志君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）お答えをいたします。

事業については、その年度内で当然完成させることが原則でありますけれども、やはり気象状況でありますとか、そういうような状況で、その年にどうしてもできないことがあります。そのときは、議員ご存じのように繰越明許ということで1年間、翌年度へ事業をこかすことができますけれども、その繰越明許をしておる事業の中で、なおかつどうしても本当にやむを得ない事情が起こったときに、事故繰を議会の許可を得てしておりますので、今言いました林道蛇ヶ野線につきましては、掘削をして初めて土質が思ったよりも悪くて、その部分に工期を取られたということが大きな理由になっております。

以上です。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、10款2項1目公共土木施設災害復旧費、178ページ、179ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

これで10款災害復旧費の審査を終わります。

続きまして、11款公債費、178ページ、179ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）公債費の部分でありますけれども、支出済額が6億9,800万何がしということでありました。このことにつきましては、前年度より2億円を越す増額となっております。せんだって、11月20日に財政研修をさせていただきまして、この要因といたしましては、これまでの大型事業の償還によるものとして説明をさせていただきました。

なお、この6億円近い金額につきましては、令和10年度まで継続するものと見通しを立てておりまして、償還に要する期間、引き続き財政を見ながら行政運営をしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

以上です。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより順次質疑を行います。

11款1項1目元金、178ページ、179ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

次に、11款1項2目利子、178ページ、179ページの審査を行います。

質疑はありませんか。ないようですので、質疑を終わります。

次に、11款1項3目公債諸費、178ページ、179ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

これで11款公債費の審査を終わります。

次に、12款予備費、180ページ、181ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

これで12款予備費の審査を終わります。

これから総括質疑を行います。

一般会計歳入歳出決算の中で総括質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番(松繁美和君) 実は総括的になっているかどうか分からなかったんですが、どうしてもここを聞くところが分からなくて、ふるさと納税の使途でございます。

歳出の中で出てきていると思うんですが、入のところでいろいろ幾つかの項目に分けて割り振っているというお話は聞きましたけれども、実際に全体として、これで見ると177万ほどが4年度へ繰り入れられたんじゃないかというふうに見ておりますが、その見方もあっているかどうか分かりませんが、その上でそれをいろいろな項目に振り分けたと思いますが、その使途です、具体的に。

もう一つ、どうしてこれに振り分けたかということの説明をしていただくためにも、ふるさと納税の使い方の考え方ですね。単に財政不足を補うような使い方ではないというふうに考えておりますが、財源不足だから何とかということではなくてと承知しておりますが、その説明をしていただきたいということと、もう1点ございまして、この決算審査、12月議会にやっておりますが、どうせなら9月にやるべきではないかなというふうに考えております。といいますのも、この間、先ほどもありましたが、11月の終わりには、来年度に向けての財政の状況も、ほぼ5年度の決算を見ながらのお話もあったところです。そして、今度この議会の関係からいくと、予算は3月に必ずやります。そういうことと、それから役場の中では来年度に向けてのもう予算編成始まっていると思うんです、この時期。この時期に、12月議会に議会としたら、来年度にこういう事業をするべきではないかというような一般質問を12月議会にできれば、私はいいと考えています。そうした際に、決算のことをやっておって一般質問というのはなかなか難しいです。ということから、9月に決算をすることは私は可能だと思っておりますが、そのことの方も含めてお伺いしたいなというふうに思っております。

2点、以上です。

○委員長(川村太志君) 栃本さん。

○総務課財政班長(栃本祥児君) 財政班長の栃本です。

松繁議員の質問にお答えしたいと思います。

ふるさと支援基金の繰入金としまして、具体的に充てたものが教育の分野のものでして、例えば小学校の電子黒板だったり、中学校でいいますと楽器の購入に対してふるさと納税のほうを担当課のほうと話をしまして、基金の繰入れのほうをさせていただいております。

自分のほうから言うべきことではないかもしれませんが、6年度はもっといろいろな事業に沿ったものに対してふるさと納税のほうを使っていくというふうな、具体的な事業の計画もされているようなので、また6年度当初の予算のときに、またお話を聞いていただいて、使い道についてまたご審議していただけたらと思います。

以上です。

○委員長（川村太志君）中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）先ほど栃本班長からありましたが、一定寄附額も基金に積み上がってきた状況です。年々、寄附金額に対して寄附額も増えてきた状況でありましたので、今年度特に令和6年度に向けて、新規事業というんですか、寄附額の使途に基づいた新たな取組というか、事業ということを考えていくところで、課長補佐級、班長級でその事業を持ち寄って、新たな事業展開というようなところを今検討しているところです。

以上です。

○委員長（川村太志君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）9月までというところですがけれども、地方自治法の233条に、会計管理者は、毎会計年度、法令で定めるところにより、決算を調整し、出納の閉鎖後、出納閉鎖というのは5月末ですので、3か月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長、本山町長ですね、町長に提出しなければならないとなっております。これは、8月末までに、会計管理者から提出をしております。普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

次の233の第3項ですけれども、普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて次の通常予算を議する、次の通常予算というのは、翌年度の予算と私は解釈しているんですけれども、いわゆる翌年度、4年でしたら令和6年度の次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないというふうに理解をしております。

そういう意味で3月の、今年でしたら令和6年度の予算を提案するまでには、その審査を受けておかななくてはならないと、議会の決算審査を受けておかななければならないというふうに理解しております。今の状況では、病院の会計は当然9月に、これは決められておりますので、公営企業法で決められておったと思いますので、9月にやっておりますが、一般会計等につきましては、物理的なものも含めて9月、一度私も経験ありますけれども、9月に出そうということでやりましたけれども、これは監査委員の方にも非常に無理がいくところがございます。そういう意味でこの12月に戻したということがございます。監査委員の方に、この書類をつけて審査をしていただくという物理的なことを考えても、

なかなか現状では9月に決算審査をするということは、現状では物理的にも厳しいのかなというふうに考えております。

○委員長（川村太志君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）まず、ふるさと納税の使途でございます。

今、教育分野に使っているとお話をされましたが、これは教育分野だけではなくて、ホームページの公開で見ますと、福祉タクシー、バスに使っているというふうに出ておりましたが、その点、ちょっとその福祉タクシー、バスの助成というのは、もうずっと昔からやっているうちの事業、これは振り替えたんですかね。ちょっとそこが疑問に思っているので、その点もお聞きできたらなと思ったが、回答ありませんでしたので、なおこれを確認です。

そして、9月での決算審査難しいというふうに言われましたが、3か月以内ですよ、5月出納閉鎖で。3か月も待たなければならぬのかなというふうに思って。近隣で言えば、9月議会で審査やっていますよね。本山ができないということは、私はないんじゃないかなと思ってこれを出した次第です。

なので、先ほど町長がまず8月までに報告をいただいた、それからの順を言ってくれましたが、8月の末じゃなくたって、5月の出納閉鎖をして、今電算化が進んでおって、そんなに3か月もかけないかん理由が逆にあるのか、その8月末をスタート点にすると、確かにそれは難しいです。その辺も含めて検討願えたらというふうに思います。

以上です。

○委員長（川村太志君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）今のご指摘、決算の関係でございますけれども、一応、庁議なりでも検討してみますけれども、現状では非常に、一度やったことあります、9月にやろうということでやりましたけれども、非常にハードでした。近隣で、確かにやっておられますので、どういうふうにやっているのかなというのは、また参考にもしながら検討したいと思えます。

○委員長（川村太志君）中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）先ほど言いました松繁委員の、ホームページにほうに掲載しちゅう内容について確認したんですが、以前、福祉タクシー、バスの助成というものに充当したことがあると思えます。現在、そのことを含めてホームページには掲載しているというのが現状です。

令和4年度の実績としましては、先ほど言いました、栃本班長が言いましたように、教育分野のほうに充てているということです。

以上です。

○委員長（川村太志君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）なお確認をいたします。

健康や福祉に使うという項目があるけれども、従来からやっている事業をそのまま振り替えるようなふるさと納税の使途はどうかというのがちょっと疑問に思いますので、

その点は疑問で申し上げておきます。もう執行していますので、それをどうこう言うこと  
ないんですが、先ほどから栃本さん、それから中西課長が言われたように、やっぱりふる  
さと納税の使途に合ったものやっっていくということで、それをふるさと納税いただく  
ときも、単に教育に使いますよとか、産業振興に使いますよという大まかではなくて具体的  
に、むしろクラウドファンディング型で訴えていく、せんだっての高知新聞にも汗見川の  
方が出ておりましたが、寄附の集め方というのはそういうものだということもありまして、  
いま一つ、このふるさと納税という意味、どう使うか、これは単なる財源不足を補うよう  
なものではない、それをしきりに町長、私の発言のときにそうではないというふうに同意  
をしてくれておりますが、そういうことで、ぜひ魅力あるふるさと納税の使途というこ  
にしてもらいたいと思えますし、決算については、またご検討をお願いしたと思えます。

私からはもう以上です。ありがとうございました。

○委員長（川村太志君）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）ちょっと決算から離れるかも分からないんですけども、毎年、電  
源開発のほうから、400万あまってのお金が本山町に交付されていると本山町の広報に  
も出ていました。その関係なんですけれども、今現在、それがほとんど保育所の教育条件  
をよくするために使われておるといように聞いていますが、実際に保育所に属する幼児  
が、園児がどんどん減っている中で、それをずっとこれ使い続けるんですか。毎年、これ  
はくれるわけですから、それをほかの目的で使ってもいいというふうになつとるはずなん  
ですけども、保育所の設備の、施設とかそういったものの充実のために本山町はずっと  
使っているというような形の報告がなされていましてけれども、それはずっとこういった  
形で使われるんですか。もっと別の使い方も考えていただく必要があるんじゃないかなと  
思いますが。

○委員長（川村太志君）分かりました。監査委員会からのご意見として受け止めるようにし  
ておきます。

ほかに質疑はないでしょうか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）プール関係とかで、やはり監視員の人とかが少なくて、プールが閉  
まっているときも多かったりするので、できるだけやっぱりプールの監視員の人なんかも  
増やして、プールを子どもたちがやっぱり安心して泳げることが非常に大事ではないかと  
思います。やっぱり市内なんかは、冬場でも温水プールとかもあつたりするので、やっぱ  
り学校の格差とかも広がっても非常にいけないので、やっぱり夏場とか開けるときは精い  
っぱい開ける、何とかプールの監視員、指導員体制をやっぱり強化するということが非常  
に本町の魅力化にもつながってくるんじゃないかと思われます。

また、吉野の運動公園なんかも、非常に設備もいいし、テニスコートとかもあります  
が、照明もついているんですけども、木が生い茂つたりとかもしておるんで、嶺北でもた  
だ一つのテニスコートと優れた部分もあると思うので、やっぱり積極的に有効活用ができる

ように、今ある分は大事にいろんな施設をやっぱりつないで、運動の向上、健康の向上につなげていくべきではないかと思いますが、お伺いします。

○委員長（川村太志君）ほとんどご意見でしたので、ご意見ということでよろしいでしょうか。

大西教育長。

○教育長（大西千之君）ご意見ありがとうございます。

プールにつきましては、言われるとおりに開いていくということで、ただ監視体制についても、最近法のこともありますので、そういったことも今は研究をしておりますが、そういったことも整理をしながら努めていきたいというふうに思います。

吉野運動公園につきましては、それぞれ管理をしながら、4年度決算ですので、今年のこととは言われませんが、照明が少ないということで、そういった増設もしておりますし、適切な管理に努めていきたいとします。

以上です。

○委員長（川村太志君）ほかにないでしょうか。ないようですので、総括質疑を終わります。

以上で令和4年度本山町一般会計歳入歳出決算の審査を終了します。

ここで暫時休憩します。50分まで休憩します。

休憩 15:40

再開 15:49

○委員長（川村太志君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計は終了しました。

引き続いて、特別会計の審査を行います。

ここで会計管理者より、資料の訂正及び発言の訂正の申出がありました。

会計管理者、大石博史さん。

○会計管理者（大石博史君）午前中の説明で、特別会計、本山町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算書の事項別明細書について誤りがありましたので、訂正と発言の訂正をしたいと思います。よろしくお願ひします。

訂正箇所につきましては、実質収支に関する調書の5、実質収支額になります。

これは、3の歳入歳出差引額41万2,000円がそのままここに入るべきものが、ゼロ円となっております。誠に申し訳ございませんでした。

資料の訂正及びその部分について、実質収支の額を41万2,000円という説明の訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（川村太志君）それでは、令和4年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計決算書の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。  
澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）へき地診療所につきましては、金額等は微々たるものですので、事業の概要だけ説明をさせていただきたいと思えます。

本日は資料3、令和4年度本山町特別会計決算資料の3ページをご覧ください。

資料3の3ページに、へき地診療所に……。

○委員長（川村太志君）ちょっと待ってください。

○健康福祉課長（澤田直弘君）よろしいでしょうか。

本来、決算内容で見るところですけれども、概要だけていきますとこの資料が一番分かると思えますので、まず利用者数につきましては、前年より若干増えてはおりますが、1日平均3.4人というところと、月2回の診療に基づいて年間24回の開催をしております。

2ページのところに前年度との比較というところで、人数は増えてはいるんですけれども、決算額が若干少なくなっております。これにつきましては、昨年度はシステムの改修委託が発生をしております、その分が増えておるというところで比較したときの落ち込みの原因となっております。

以上です。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより順次質疑を行います。

5ページ、実質収支に関する調書について質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

歳入に移ります。

歳入1款事業収入、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

歳入2款県支出金、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

歳入3款繰入金、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出1款事業費、8ページ、9ページについて質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

歳出2款予備費、8ページ、9ページについて質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で総括質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで令和4年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計決算の審査を終わります。

次に、令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計決算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。  
大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君） それでは、4年度の国民健康保険事業会計の概要について説明いたします。

4年度末の被保険者につきましては、令和5年3月末で世帯で545、被保険者で763名となっております。前年度から、被保険者数では約20名ぐらいの減少となっております。

それから、4年度決算で特徴的なところでは、歳出でいきますと、療養給付費が3億4,500万ということで、これは令和3年度は2億2,700万でしたから、1億2,000万円ぐらいやっばり増えております。コロナ禍の反動受診等もあり、ここ数年では高額療養費とも増額傾向にあります。

それから、決算書でいきますと20、21ページ、ここの最後に傷病手当というのがあります。これは、コロナ感染症に感染した方が就業につけなくて、初めてその給与を補填するという制度が国のほうで設けられまして、本山町の国保の運営の中で初めて傷病手当が出た事例になります。これは1名の方でパートでしたが、勤務がコロナにかかったことでできないことに対する補償を行ったものが初めて出ております。

その他については、項目のところで質問あれば対応したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（川村太志君） 説明を終わります。

これより順次質疑を行います。

7ページ、実質収支に関する調書について質疑はありませんか。質疑なしと認めます。歳入に移ります。

歳入1款国民健康保険税、8ページ、9ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり） 質疑なしと認めます。

歳入2款使用料及び手数料、8ページから11ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり） 質疑なしと認めます。

歳入6款県支出金、10ページ、11ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり） 質疑なしと認めます。

歳入8款財産運用収入、10ページ、11ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり） 質疑なしと認めます。

歳入9款繰入金、10ページから13ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり） 質疑なしと認めます。

歳入10款繰越金、12ページ、13ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり） 質疑なしと認めます。

歳入11款諸収入、12ページから15ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり） 質疑なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出1款総務費、16ページから19ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出2款保険給付費、18ページから23ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出8款保健事業費、22ページ、23ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出9款公債費、22ページ、23ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出10款諸支出金、24ページから27ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出11款予備費、26ページ、27ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出12款国民健康保険事業事業費納付金、26ページから29ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出14款基金積立金、28ページから29ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 質疑なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で総括質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、総括質疑を終わります。

これで令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計決算の審査を終わります。

次に、令和4年度本山町簡易水道事業特別会計決算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。ないですか。

前田建設課長。

○建設課長(前田幸二君) すみません、説明をさせていただきます。

7ページの3番、3の1の検査手数料ですが、これは新築等の場合の竣工水圧検査の金額になります。

次、工事収入、新設工事収入の現年度分、これは新しくメーター開栓したときの新設のそれぞれの工事の分担金となります。

続いて9ページですが、9ページの5番、諸収入の中の雑入ですが、これは175万ぐらいありますが、工事に伴う消費税の還付金と、あと飲料水供給施設で検査を一緒にする地区もありますので、水質検査を、その検査料をいただいております。

続いて、11ページですが、11ページの一番上ですけれども、水道施設の整備事業の交付金です。4年度は本山配水区、新庁舎の分と上関の上奈路地区、それと大石、今、大

石のほうは工事をしていますけれども、4年度には設計をしまして、その交付金が1,250万7,000円となっています。

出のほうになります、13ページですが、10の需用費、燃料費はガソリンで、医薬材料費は蜂アレルギー対策のエピペンというもの、注射の薬剤代です。

続いて11の役務費、この中に諸手数料がありまして、ほかのところでもちょっと話題になっていましたが、コンビニ収納の手数料と、あと引き落としの口座の振替代になっています。

続いて12の委託料、検診委託料、これは蜂アレルギーの検査の費用ですね。それと検診委託料は、水道のメーターの検針委託をしていますので、その費用です。

それと22、償還金、利子及び割引料ということで、これは過年度の還付が一部ありましたので、1万4,690円をお返ししています。

続いて、工事請負費になります。維持補修工事費ということで、吉野の浄水場の漏水が緊急にありまして、その工事、あと、本山町の水道の監視装置の光回線への対応工事、あと山崎の給水管の移設工事などをやっております。466万2,900円です。

4の新設改良費委託料770万円が大石地区の設計委託になっております。

次、工事費ですが、3,775万2,000円、これが先ほど入のほうでも言いましたけれども、上関配水区の上奈路と本山配水区、新庁舎周り、この本山配水区と上関配水区の2か所です。

以上で説明とさせていただきます。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより順次質疑を行います。

まず、5ページ、実質収支に関する調書について質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

歳入に移ります。

歳入1款事業収入、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）1目水道使用料で7ページのほうで、水道使用料現年分ということで未収が、27万8,000円余り未収になっているんですけども、資料のほうを見てもみますと、令和3年度が27件、11人で6万4,000円余りだったのが、この4年度については178件、44件と物すごく件数が増えているんですけども、その内訳というか、どういうふうになっているのか、分析結果を教えてくださいと思います。

○委員長（川村太志君）会計管理者、大石博史さん。

○会計管理者（大石博史君）資料の説明をします。

ここに、4年度は現年度、3年度は11件の27というは、既に4年度分に徴収した分については除かれていますので、当初の未収金がどれぐらいであったか、ちょっとこの資料では分析されていないんですけども、単年度分で4年度分に徴収された部分について

は、減額というか少なくなっているんで、年度の対比というのが単純にできない状況になっていますので、そういうふうにご理解願えたらいいと思います。

ですから、過去についてはだんだん少なくなっていくというのは、そういう意味です。ただ2年度なんかはよくやるんですけども、そういうふうなことで、3年度時点の滞納繰越分の件数ということで、現年の直接滞納分ではないということです。

以上です。

○委員長（川村太志君）よろしいでしょうか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）4年度も現年度分ですよ。

○会計管理者（大石博史君）はい。

○3番（永野栄一君）ですよ。だから、現年度分では基準は一緒だと思ったんですが、3年度と4年度は現年度分というのは違うわけですか。

○委員長（川村太志君）会計管理者、大石博史さん。

○会計管理者（大石博史君）ここに記載している3年度というのは、既に過年分の取扱いになっております。ですから、去年の決算書の資料があれば分かりやすいんですけども、そのことについてはまた詳しく後で説明もしますけれども、これは滞納繰越分の現在の未収金額という考え方ですから、現年当初に5月に移った分の直接の件数ではないと。

○委員長（川村太志君）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）そうしたら、本当に未収されていない件数は、4年度についてはどのようにになっているのでしょうか。説明をお願いします。

○委員長（川村太志君）会計管理者、大石博史さん。

○会計管理者（大石博史君）これはもう4年度と書いてあるところは、4年度分の現年に対する、決算書から写していますから、4年度分の滞納繰越分です。決算書でいきますと、その下段に滞納繰越分という総額が出ていると思うんですけども、決算書でいくと、6、7ページ、その調定額が457万9,989円となっていますよね。その合計が、3年度から29年以降までを足した額が457万9,989円、その内訳が年度別に示されているというものです。その上の未収額が27万8,770円とありますが、それが4年度分として27万8,770円と上がっていますよね。それに対する件数、件数というのは月数のことです。それと滞納している人数が出ているということです。

以上です。

○委員長（川村太志君）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）ということは、いうたら未払いは減っているのか、今までぐらいの人数だったのか、どうして払えなかったのかということまでは、やっぱり建設課長しか分からないということですかね。分からんけれども。

要は、本当に困っている水道も払えないような世帯が本当にあるのかどうか。そういうところまでやはり確認をしないと、いろんな福祉の対応だとか、それから徴収にしても、

やはり払える人が払っていないということになれば平等性が損なわれるので、そのところの答弁をお願いできたらと思うんですが、どうですか。

○委員長（川村太志君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）収納につきましては、非常に取組ができておりまして、90、100%に近いぐらいの収入ができるようになっております。それはどうしてかといいますと、本来水道料を払っていない場合には、4か月以上滞納するとメーターをもう止めるというような取扱いがあります。ただ、すぐ閉めたりとか、いろんなことがあって、なかなか支払いも厳しくなっていると、そういう方には、ちゃんと職員のほうはどうしてそういうことになっているのかと、滞納があるのかということ度を度々電話とか、面談したりして、どれぐらい払えるとか、どうしても駄目やったら、中には社会福祉協議会のほうで、そういう支払いの管理をしていただいたりとかしていますので、このままこのやり方で進めていくようにしております。

昔と比べて今は要綱どおりに収納といいますか、そういうものもしておりますので、このまま続けていきたいと思っておりますし、古い滞納についてもそれぞれ解消するように取組をしているところです。

以上です。

○委員長（川村太志君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入3款繰入金、6ページから9ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、歳入4款繰越金、8ページ、9ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、歳入5款諸収入、8ページ、9ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、歳入6款地方債、8ページ、9ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、歳入8款県支出金、8ページから11ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

歳出1款事業費、12ページから15ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、歳出2款公債費、14ページ、17ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

歳出3款予備費、16ページ、17ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で総括質疑はありませんか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）今、ちょっと資料を見させていただいたら、資料3という資料がございます。簡水なので8ページになります。

ここで施設及び業務概況という項目がございます。これ見させていただいておりましたら、上が行政区内の現在の人口がありますよね、3,274、その下の計画給水人口が2,464、そして、現在給水人口が2,743ということは、計画より実際が超えておるといような、これは見方なんでしょうか。資料の見方というか、この数字を説明していただけたらありがたいです。よろしくをお願いします。

○委員長（川村太志君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）計画給水人口は、簡水事業の計画を立てたときの給水人口でありまして、現在の給水人口はこれぐらいいるということでありまして。

○委員長（川村太志君）6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）今の言い方で何となく話の内容は分かったんですが、もう少し的を射てご説明いただけたらということは、結局能力的にどうなんでしょう。計画給水人口を超えてまで給水しようということになるんですか。何でしたら、結局計画給水人口というのをちょっと見直すか何かしなければならぬんじゃないでしょうか。

○委員長（川村太志君）意見調整のため暫時休憩します。

休憩 16:21

再開 16:24

○委員長（川村太志君）休憩前に引き続き会議を再開します。

高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）指摘のありました給水施設の計画給水人口、それから現在の給水人口につきましては、再度確認をいたしまして、後日また報告させていただきたいと思っております。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）あと、今温暖化等で水源地等のやっぱり水量とかは、簡易水道十分確保できておるんか。それと、あと蜂ペンとかマムシとか、やっぱり水質検査とか維持とか行かれるときに、蜂ペン等持っていかれていると思われませんが、何件か起きておるんかお伺いします。いや4年度に。

○委員長（川村太志君）すみません。もう一回質問を分かるようにお願いします。

○8番（大石教政君）今、いろんなところに簡易水道で給水施設等あると思われませんが、

雨も少なかったりいろいろする場合に、十分水量確保等見込まれておるのか、あとまた、朝とか水質検査とか維持とか行かれていますかと思われませんが、4年度に蜂に刺されたりとか、マムシ等の被害等は起きておるのか、無事行けておるのかお伺いします。

○委員長（川村太志君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）施設があちこちに離れていますので、職員が代わって水道の水の具合、そういうものは巡回して確認を度々しています。場所によるんですけども、雨が降って、取水のところが簡易なパイプであったりするところは流れたりとか、もしくは雨が降らなかつたら、取水のところが水が枯れてしまう寸前みたいなどころもありますので、度々確認に行っていてやっております。

それと蜂とか蛇とか、そういう危険がないかということですけども、エピペンのほうは検査もしてやっていますし、緊急の場合は持っていくのを忘れているかもしれませんけれども、蜂アレルギーに対する対策はできていると思います。あと実際どうなのかということ、蜂に刺されたりとか、蛇にかまれたとか、そういうことは今のところは起きてはいません。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。ないようですので、総括質疑を終わります。

これで令和4年度本山町簡易水道事業特別会計決算の審査を終わります。

次に、令和4年度本山町介護保険事業特別会計決算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）介護保険について何点かご説明をさせていただきます。

決算書の29ページからちょっと補足説明をさせていただきたいと思います。

手前につきましては、介護事業の給付費でございますので、それ以外のところで説明をいたしますと、29ページの3款2項3目の成年後見制度利用支援事業というのがありまして、成年後見について11節の役務費で、昨年度1件申立てをしております。その次、その下にあります18の負担金は、それプラス後見人に対する報酬というところで2件、後見人に対してお支払いをしております。

それと、その下にあります4目ですけども、説明は31ページになるかと思えます。この報償費につきましては、ケアプランが適正に行われているかどうかということで、確認をしていただくのを年3回実施しております。それに対する指導の報償費になります。

続いて、同じく31ページの3款2項5目の生活支援体制整備事業でありますけれども、生活コーディネーターというものを市町村が配置しなければならないというのがありまして、地域に入って生活に困っておる方について相談であったりとか、支援をするというのを社協のほうに委託をしております。その社協に対する委託費用が441万2,000円となります。

その下にあります今度は、11目の在宅医療・介護連携推進事業費になりますけれども、

これは南国医師会のほうからコーディネーターをこの会に対して派遣をいただいております。その分の費用負担が133万九千何がしというお金を計上しております。

あと、33ページの3款4項1目一般介護予防事業費についてです。ここにあります7節の報償費につきましては、介護予防教室びんしゃんを開催しております。この方への報償になります。同じく12節の委託料につきましては、シルバーさんにこのびんしゃんに関する送迎をお願いしておる分が21万8,955円ありますとともに、NPO食と健康を学ぶ会というところに委託をしております、地域で行っておるミニデイのリーダー育成であったりとか、ミニデイの活性化にご助力をいただいております、その分の契約額が139万9,000円ということで計上しております。

以上です。

○委員長（川村太志君）説明を終わります。

これより順次質疑を行います。

5ページ、実質収支に関する調書について質疑はありませんか。質疑なしと認めます。歳入に移ります。

歳入1款保険料、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

歳入2款使用料及び手数料、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

歳入3款国庫支出金、6ページから9ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

歳入4款支払基金交付金、8ページから11ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

歳入5款県支出金、10ページ、11ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

次に、歳入6款繰入金、10ページから13ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

次に、歳入7款繰越金、12ページ、15ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

歳入8款諸収入、14ページ、15ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出1款総務費、16ページから19ページについて質疑はありませんか。

10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）17ページの役務費なんですけれども、郵便料があります。それから、その下に使用料及び賃借料で3万3,000円載っていますが、この中に例えば職員が業務のために通話を要するときに、電話の使用については、本町ではどのようになっ

ているか、この中に含まれているかどうか。

例えば、私用電話で介護の業務とか、それをしているというような状況はあるかないか。公的に電話を備えて、それでその家族とか、それから対象者と話をするようにしているか。公用の電話はあるかどうかと、介護とか、そういう老人福祉、その他いろいろやるときに。

よその町村聞いてみますと、やはり私用と公用とは原則で分けるということで、自分の電話では業務的なことはあまり話さない。あくまでも仕事ということで、役所にある電話で対応すると、こういうようなことをしているというふうに聞いております。本町ではそういう対応ができていくかどうかということについてお伺いしておきたいと思います。この金額の中にあるかどうかということです。

○委員長（川村太志君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えいたします。

先ほどご質問がありましたこの使用料、賃借料の金額の中身については、国保連合会へのネットワークの電話回線料の部分であります。もう一つ、町の介護保険事業で携帯を使用するかしないかというところは、基本的には個人の携帯ですので、できるだけ事務所の電話を使うというところでやっております。

ただし、現場へ行っておるとか、休日に電話が入るということは、ままでの職員でもありますので、その部分については個人の判断で使用しておるケースもあれば、直接役場に来て、そこから役場の電話ですするというケースはあるかと思えます。

以上です。

○委員長（川村太志君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）よく分かりました。今現在、公用の電話は置いていないと、こういう答弁だったと思います。実は、非常に公私をばしっと分けるという点から、公的に電話を設置している、最近地方公共団体が出てきておるというふうに聞いております。本町についても、今後の対応として検討する必要があるんじゃないかと思えますので、よろしくをお願いします。答弁は要りません。

○委員長（川村太志君）ほかに質疑はありませんか。なしと認めます。

次に、歳出2款保険給付費、18ページから29ページについて質疑はありませんか。なしと認めます。

次に、歳出3款地域支援事業費、28ページから33ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

歳出4款基金積立金、32ページ、33ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

次に、歳出5款諸支出、32ページから35ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

次に、歳出6款公債費、34ページ、35ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。

次に、歳出7款予備費、34ページ、35ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で総括質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、総括質疑を終わります。

これで令和4年度本山町介護保険事業特別会計決算の審査を終わります。

次に、令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計決算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長(澤田直弘君) 事業の概要にちょっと触れておきたいと思います。

先ほど使いました資料3の12ページをご覧になっていただきたいと思います。

通所リハビリセンターにつきましては、令和4年度の実績としまして、利用人数は4,004人、令和3年度からいきますと若干は減っております。昨年度、閉所が14日間ありまして、コロナで12日、例えば雪が降ってとか、台風があつてということで2日、計14日閉所しておるところでございます。

あと、決算書の9ページにあります備品購入費、一番下にあります17の備品購入費というところなんですけれども、これにつきましては、血圧計を昨年度購入しております。

説明としては以上です。

○委員長(川村太志君) 説明を終わります。

これより順次質疑を行います。

5ページ、実質収支に関する調書について質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

歳入に移ります。

歳入1款収益事業収入、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。

歳入2款繰入金、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出1款衛生費、8ページから11ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。

次に、歳出2款予備費、10ページ、11ページについて質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で総括質疑はありませんか。なしと認めます。ないようですので、総括質疑を終わります。

これで令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計決算の審査を終わります。

次に、令和4年度本山町居宅介護支援事業特別会計決算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君） それでは、決算書の9ページをご覧になっていただきたいと思えます。

先ほど議長から質問がありました役務費、1款1項1目の一般管理費の中に11節役務費があります。ここで電話料がありまして、居宅介護事業所につきましては、そもそも事業所において個別の電話を設置しておりました。ただ、なかなか現場が多いというところで連絡が取れないということで、もともとあった個別電話に変わるものとして、携帯を支給して対応しておるといった経過がございます。この分につきましては、この費用で出しておりますし、居宅介護の現状といたしましては、月平均数が23人から多いときには30人という方のケアプランを立てておる実績がございます。月によりまして、入院であったりとか新規施設に入るとか、そういう事情がございますので、若干人数の増減はございますけれども、30人までで推移をしております。

以上です。

○委員長（川村太志君） 説明を終わります。

これより順次質疑を行います。

まず5ページ、実質収支に関する調書について質疑はありませんか。なしと認めます。

歳入に移ります。

歳入1款使用料及び手数料、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

歳入2款繰入金、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

歳入4款諸収入、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出1款総務費、8ページ、9ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

歳出2款予備費、8ページ、9ページについて質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で総括質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。ないようですので、総括質疑を終わります。

これで令和4年度本山町居宅介護支援事業特別会計決算の審査を終わります。

5時に近くなってきましたけれども、このまま最後までいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり) それでは続けたいと思います。

次に、令和4年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計決算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

大石住民生活課長。

○住民生活課長(大石博史君) まず、後期高齢者の被保険者の推移についてご報告します。

令和5年3月末現在の被保険者数は959人、前年度が939人だったので、20名ぐらいの増となっております。今日の高知新聞にありましたが、団塊の世代の方がみんな後期に移行したということで、もしかしたら本山町においても、今後後期の方の被保険者の減少も起こってくる可能性はあります。人口減少とともに、今までは後期の方が増えていく現象にあったんですが、大豊町のように後期の方の人数も減っていくような時代に入っていくのではないかと思います。

それから、午前中のところでコンビニ等の収納のことが出ました。それは決算書でいくと12、13ページに、諸手数料ということですが、その内訳は、口座振替が1万5,800円、コンビニ収納が7,500円程度ということになっております。

ですから、後期高齢者になって普通徴収、特別徴収が圧倒的に多いんですが、普通徴収においても、やっぱりそういう意味では行きやすいところで高齢者は支払っていると、口座振替であり、コンビニも利用している、1件の手数料につきましては、61円掛ける消費税ですから、それで割り戻しますと、後期の普通徴収で110件のコンビニ収納があったという実績が4年度であります。そういう意味では、コンビニ収納の導入は有意義であったと思われま

す。

○委員長(川村太志君) 説明を終わります。

これより順次質疑を行います。

5ページ、実質収支に関する調書について質疑はありませんか。なしと認めます。

歳入に移ります。

歳入1款後期高齢者医療保険料、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。

歳入2款使用料及び手数料、6ページ、7ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。

歳入3款繰入金、6ページから9ページについて質疑はありませんか。なしと認めます。

歳入4款繰越金、8ページ、9ページについて質疑はありませんか。なしと認めます。

歳入5款諸収入、8ページから11ページについて質疑はありませんか。なしと認め

ます。

歳出に移ります。

歳出1款総務費、12ページ、13ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。

歳出2款後期高齢者医療広域連合納付金、12ページから15ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。

歳出3款諸支出、14ページ、15ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。

歳出4款予備費、14ページ、15ページについて質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で総括質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないので、総括質疑を終わります。

これで令和4年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計決算の審査を終わります。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。発言を許します。

(「ないです」の声あり) 討論なしと認めます。

認定第2号 令和4年度本山町歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

認定第2号 令和4年度本山町歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

全会一致であります。

したがって、認定第2号 令和4年度本山町歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することと決定しました。

以上で本委員会に付された議案は終了しました。

よって、本委員会は閉会することとします。

お疲れさまでした。

午後 4時53分 閉会